



「川崎市農業振興計画」（案）について ～豊かな「農」ある暮らしを次世代へ～



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市



©中本竹識

令和7年11月
川崎市 経済労働局



1 計画の策定にあたって	
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画期間	2
(3) 計画の位置付け	3
(4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性	4
2 これまでの本市農業施策の取組	
(1) 「育てる・創る」	8
(2) 「活かす」	11
(3) 「繋ぐ」	12
3 川崎市農業の現状と課題	
(1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化	13
(2) 現状・課題など	14
4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方	
(1) 基本目標など	22
(2) 施策の体系	23
5 施策の内容・目標となる指標	
(1) 基本方針	24
(2) 基本施策	25
(3) 成果指標	33
(4) 主なアウトプット等	34

6 本計画の推進体制について	
(1) 概要	35
7 参考資料	
(1) 用語説明	36
(2) 市内農業基本データ	41
(3) 市内農業従事者アンケート	43
(4) 委員名簿及び経過	59



1 計画の策定にあたって (1) 計画策定の趣旨 ・ (2) 計画期間

1. 本市では、平成28(2016)年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきました。
2. 前計画は、概ね10年間を計画期間としてきましたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していきます。
3. 本計画の期間は、市総合計画と同様に、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。

(1) 計画策定の趣旨

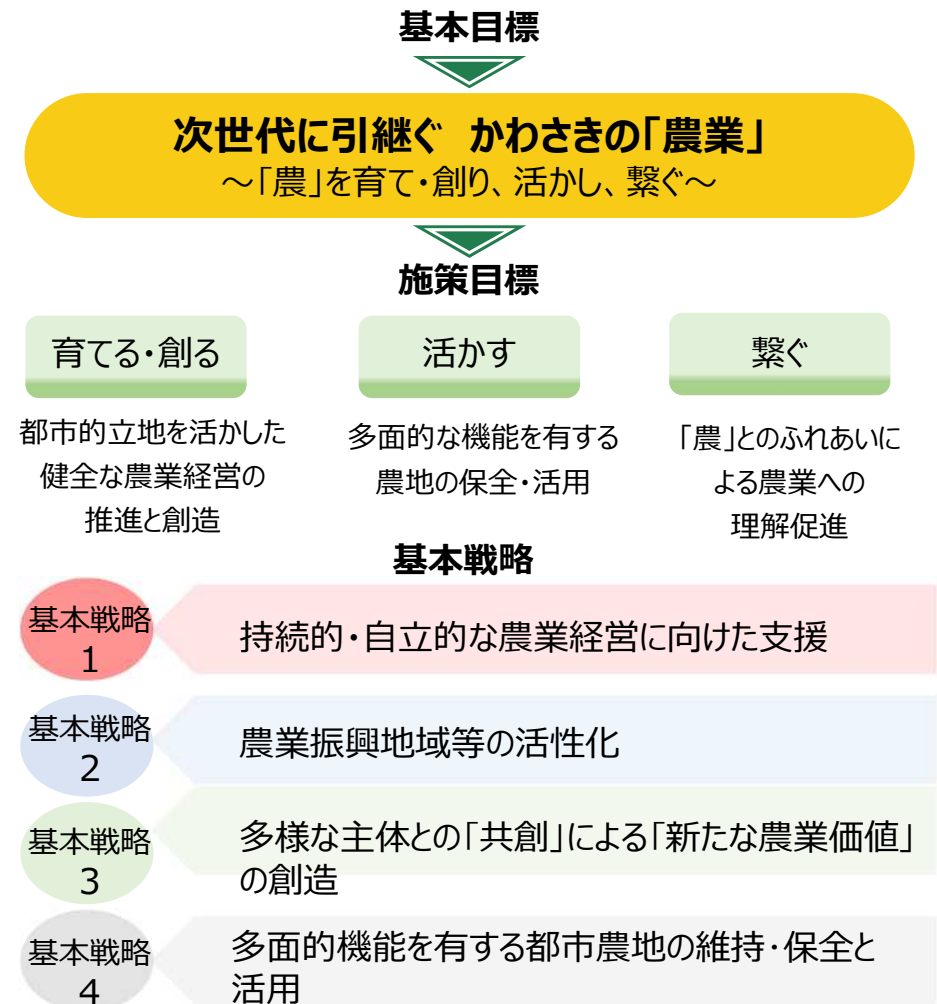
- ① 平成20(2008)年の大型農産物直売所「セレスモス（麻生店）」開設、平成24(2012)年の明治大学黒川農場開場による地域連携など、市内農業の活性化が期待される新たな動きが生じていた平成28(2016)年に「川崎市農業振興計画」を策定しました。
- ② しかしながら、この間も農地や農業者数の減少傾向は継続し、原油高や為替変動などによる農業資材の高騰など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっています。
- ③ こうした課題に危機感を持って対応し、持続可能な農業を実現するとともに、都市農業の持つ多面的な機能(※)を発揮することにより市民生活の豊かさを提供し続けるためには、現状や課題を踏まえた新たな計画の策定が必要です。
- ④ 本計画においては、農地・農業者数の減少が加速する恐れへの対応として、農地の保全、農業者の育成・確保を最初の4年間で重点的に取り組む施策（以下「重点施策」という。）として盛り込んでいます。

(※)農産物供給以外の農地の機能。詳細は「(4)川崎市の農業の沿革、特色、必要性」の「市農業の必要性」をご参照ください

(2) 計画期間

- ① 令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。
- ② 重点施策については4年ごとに見直しを図ります。
- ③ 社会経済環境等の変化に伴い、計画の基本目標や方向性の大幅な変更が必要となった場合には、見直しを行います。

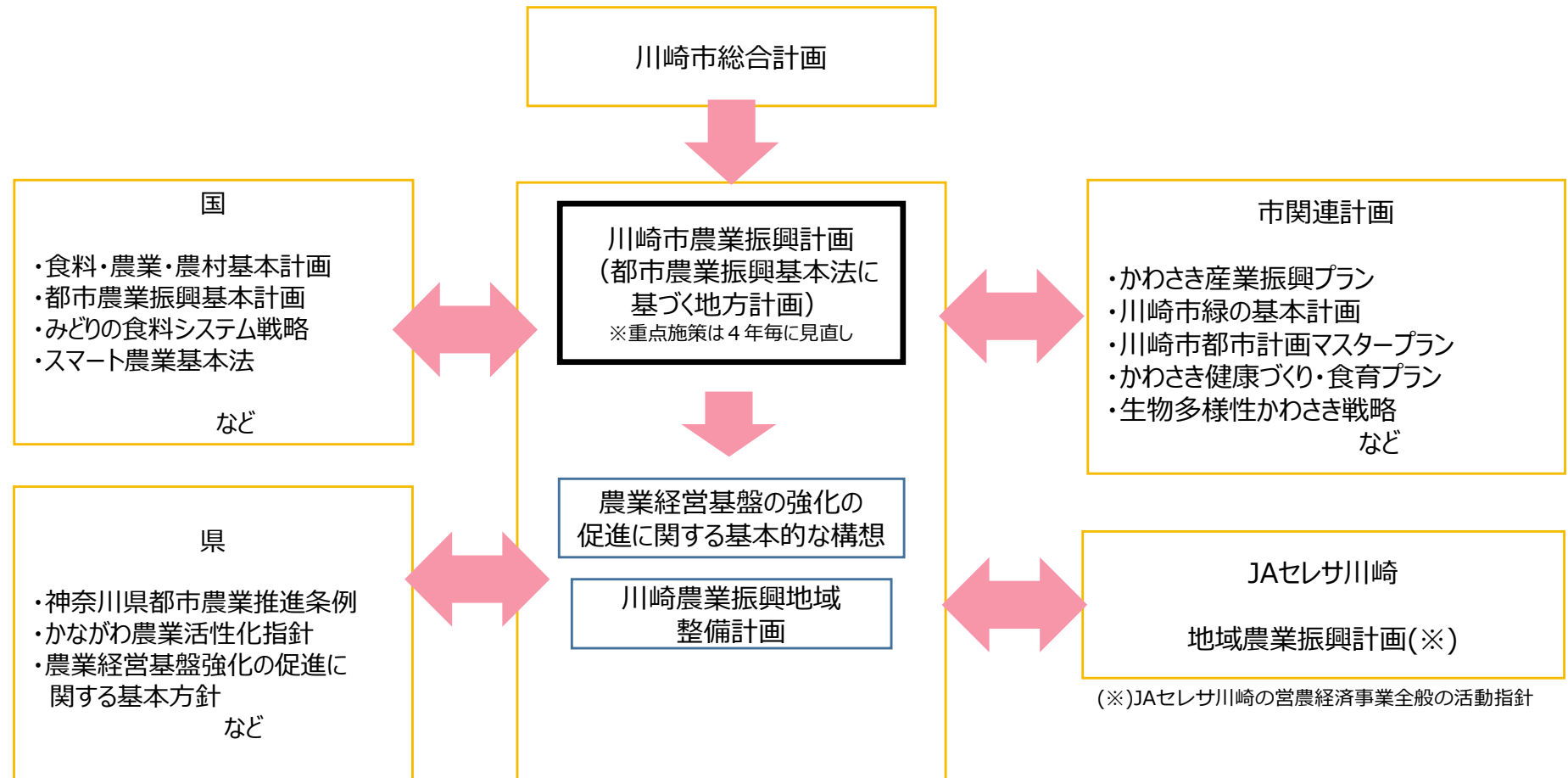
<参考> 前川崎市農業振興計画の施策体系





1 計画の策定にあたって (3) 計画の位置付け

1. 本計画は、上位計画である「川崎市総合計画」や市関連計画である「かわさき産業振興プラン」、「川崎市緑の基本計画」などと整合を図りながら、農業分野の施策の方向性と具体的な取組を定めます。
2. 平成27(2015)年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画として位置付けています。
3. 計画の推進にあたっては、県の「かながわ農業活性化指針」、JAセレサ川崎の「地域農業振興計画」と連携を図ります。





1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業は多摩川の豊かな自然の恵み等を受けて発展してきましたが、戦後の都市化の進展等により、農地・農業者の減少が続いています。
2. 一大消費地に近いメリットを活かし、多様な農業経営がなされており、販売方法は、消費者への直接販売が多くを占めています。

沿革

- ① 江戸時代には、多摩川の豊かな水利を活かした二ヶ領用水を開削し、約2,000haの水田が開墾されました。「多摩川梨」は、江戸時代から栽培が始まり、大正時代には関東の一大産地となりました。宮前区馬絹は、江戸時代から全国有数のハナモモの産地です。
- ② 明治時代以降、野菜の生産が増加しました。高津区久末地区では、大正5年から農産物品評会を開催し、100年以上にわたり継続されています。
- ③ 戦後の昭和30年代前半（1955～60年頃）までは多くの農地が存在していましたが、高度経済成長期以降、都市化の急速な進展により、農地や山林が商業地や宅地に転用され、生活環境が大きく変化しました。都市化の進展などによる営農環境の悪化や、相続税への対応に伴い、市内の農地・山林、農業者が減少しました。
- ④ 現在は、農業への意欲や先祖から続く農地を残していきたいとの思いを持つ農業者などの営農活動により市北西部を中心に農地等が維持されています。



多摩川梨



ハナモモ

特色

- ① 露地・施設野菜、果実、花き、畜産物など多様な農産物を生産しています。
- ② 一大消費地に近く、消費者ニーズに的確に応える農業が展開されてきた結果、栽培品目等が多様化してきました。
- ③ 生産・販売は、個別の農業者やグループで完結し、少量多品目生産での直売が多くを占めています。
- ④ なし・メロン・ぶどう・シクラメンなどは、贈答用の宅配や直売が中心です。
- ⑤ JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」での販売や、市場への出荷、スーパー等の小売店への独自販路の開拓も盛んです。
- ⑥ 栽培指導等を行う川崎市農業技術支援センターを設置しました。昭和34(1959)年に園芸技術普及農場山地果樹試験地として設置し、平成20(2008)年に現在の形に更新しました。



セレサモス麻生店 [平成20(2008)年オープン]



セレサモス宮前店 [平成27(2015)年オープン]



トマト（施設栽培）



1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 本市農業・農地は、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業の理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献しています。
2. さらに、農地は本市における希少な自然環境のひとつであり、多様な生態系を支える基盤の一部として、また、ネイチャーポジティブ(※1)及びグリーンインフラ(※2)にも通ずるものとして、保全に向けた取組を進めています。

(※1)自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興

(※2)自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、緑は社会的共通資本であり、本市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人々が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在とするもの

市農業の必要性

SDGsや食の安全・安心、地産地消に関する市民意識が高まっており、本市農業・農地は、一大消費地に近接する立地の優位性を活かした新鮮な農産物の供給のほか、災害時の防災空間、環境の保全、心安らぐ緑地空間、農業体験などを通じたレクリエーション、市民への農業の理解醸成など多面的な機能を有しています。

本市農地の持つ多面的な機能

新鮮な農産物の供給

消費者の求める新鮮な野菜の供給や食と農に関する情報提供の役割



環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水のかん養・生物の保護等に資する役割



心やすらぐ緑地空間

緑地空間を提供し、住民の生活にやすらぎや潤いをもたらす役割



災害時の防災空間

火災の延焼防止や、大震災時の一時避難場所となる役割



農業体験・交流活動の場

農業体験や直売所などを通じて、生産者と消費者の交流をもたらす役割



市民の農業への理解の醸成

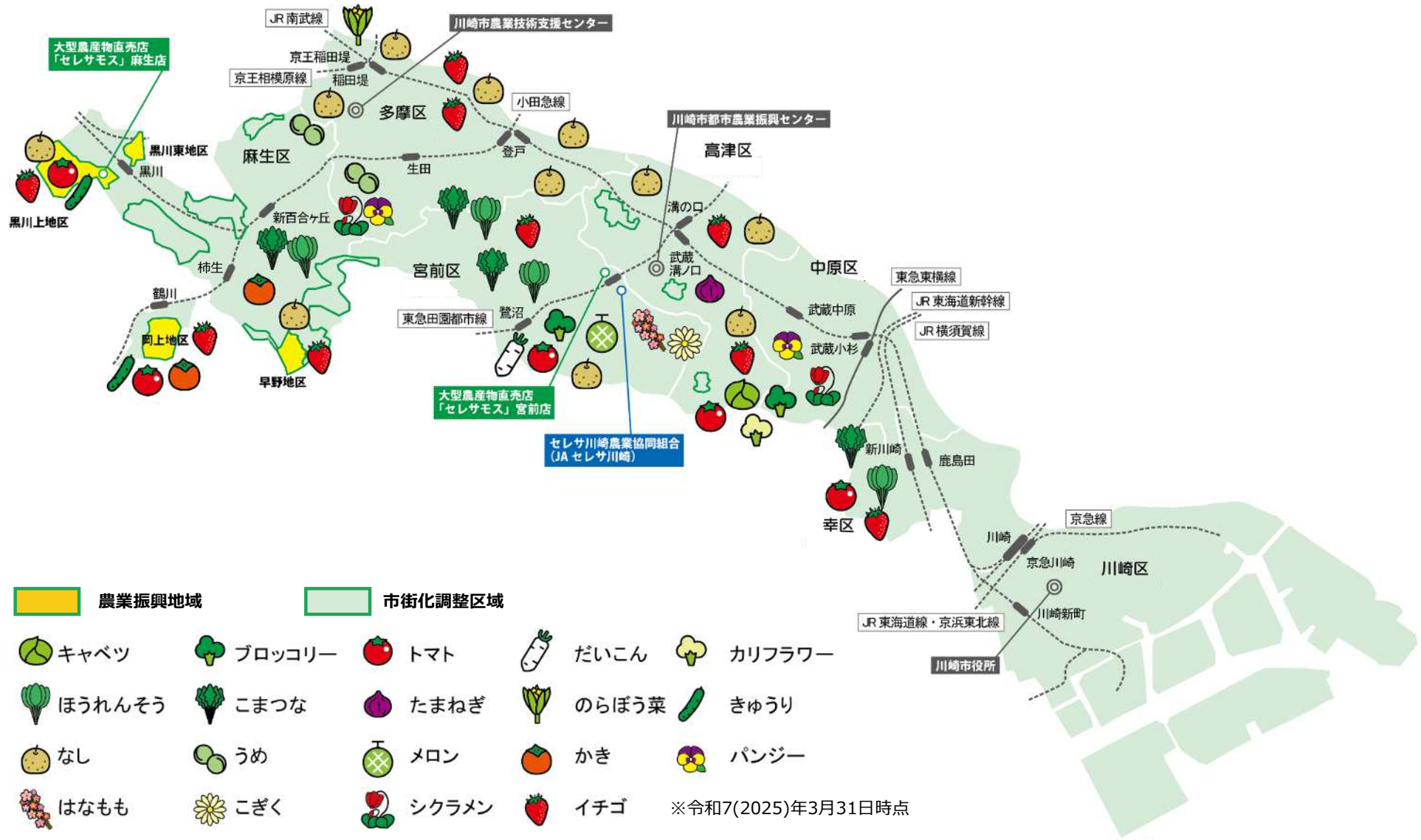
身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割





1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

本市北西部を中心に露地野菜を主として農業が営まれており、市内の農業振興地域3地区(4か所)は全て麻生区内にあります。





1 計画の策定にあたって (4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

1. 農業者の中には町内会・自治会や様々な行事などにおける地域の担い手となる方もいるなど、行政の重要なパートナーとしても欠かせない存在です。
2. 古くは江戸時代から先祖代々事業承継している農業者も存在し、地域を支えています。
3. 多面的な機能を有する農地は、農業者の責任感とたゆまない努力によって維持されています。

町内会・自治会での活動など

地域で長く生活していることから、町内会・自治会や消防団等で活動したり、役職を担う方も存在します。また、草刈りや山道の管理などといった地域の環境の維持も担っています。



地域行事

農業者の協力の下、農地を活用した芋掘り体験など様々な地域行事が催されています。



観光農園

一部の農園では、観光農園として、農作物の収穫体験を事業として行っており、本市の貴重な観光資源の一つとなっています。



【田んぼとどんど焼き】

どんど焼きとは、正月飾りや書き初めなどを燃やし、1年間の健康や家内安全を祈願する小正月の行事です。

高く積み上げた塔状にしたやぐらを組む必要があることから、麻生区等の一部の地域では、農業者の協力のもと、田んぼを開催場所として行事が行われています。





2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」

「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

健全な農業経営の推進等に向けて、農業者の育成を進め、認定農業者(※)の経営体数や農地貸借面積の増加、減農薬や適正な施肥につながる環境保全型農業の導入による差別化等を通じて、農業経営が改善しているほか、新規参入者の就農が実現しています。

(※)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり (年間農業所得：1 個別経営体当たり650～750万円程度／年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度)

農業収入の向上<1>

認定農業者等の意欲ある農業者への農地マッチングの推進や、生産性・収益性の向上、経営安定化に向けた農業用施設・機械導入補助の活用や、援農ボランティアの育成等を実施しました。

<成果等>

・認定農業者の経営体数	目標 令和2(2020)年度 38経営体、令和7(2025)年度 50経営体	⇒ 実績 令和6(2024)年度 57経営体
・認定農業者等を対象とした(設備等導入)助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計27件(3件/年)	⇒ 実績 同期間の累計 35件
・利用権(※)の設定面積	目標 令和6(2024)年度 9.7ha	⇒ 実績 令和6(2024)年度 13.2ha
・農業者等を対象とした施設整備・機械等の導入助成	目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計36件(4件/年)	⇒ 実績 同期間の累計47件
・援農ボランティアの育成人数	目標 令和6(2024)年 累計176人	⇒ 実績 令和6(2024)年度 累計172人

(※)農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと

(経済労働局都市農業振興センター調べ)

制度を活用した農業者の事例

立川農園 (麻生区黒川)

- ・高密度での長期多段栽培を実現。高収量・安定生産が見込めるトマト栽培システムを導入
- ・灌水、温度管理などICTを利用
- ・トマトの売上額が2倍以上増加



Slow Farm (麻生区早野)

- ・早野の休耕田を取得して、イチゴ農園を開設
- ・環境制御装置を完備した施設栽培で省力化
- ・農園内に自社のイチゴ等を使ったスイーツを製造販売する洋菓子店を開設し、廃棄率の少ない農業経営を実現



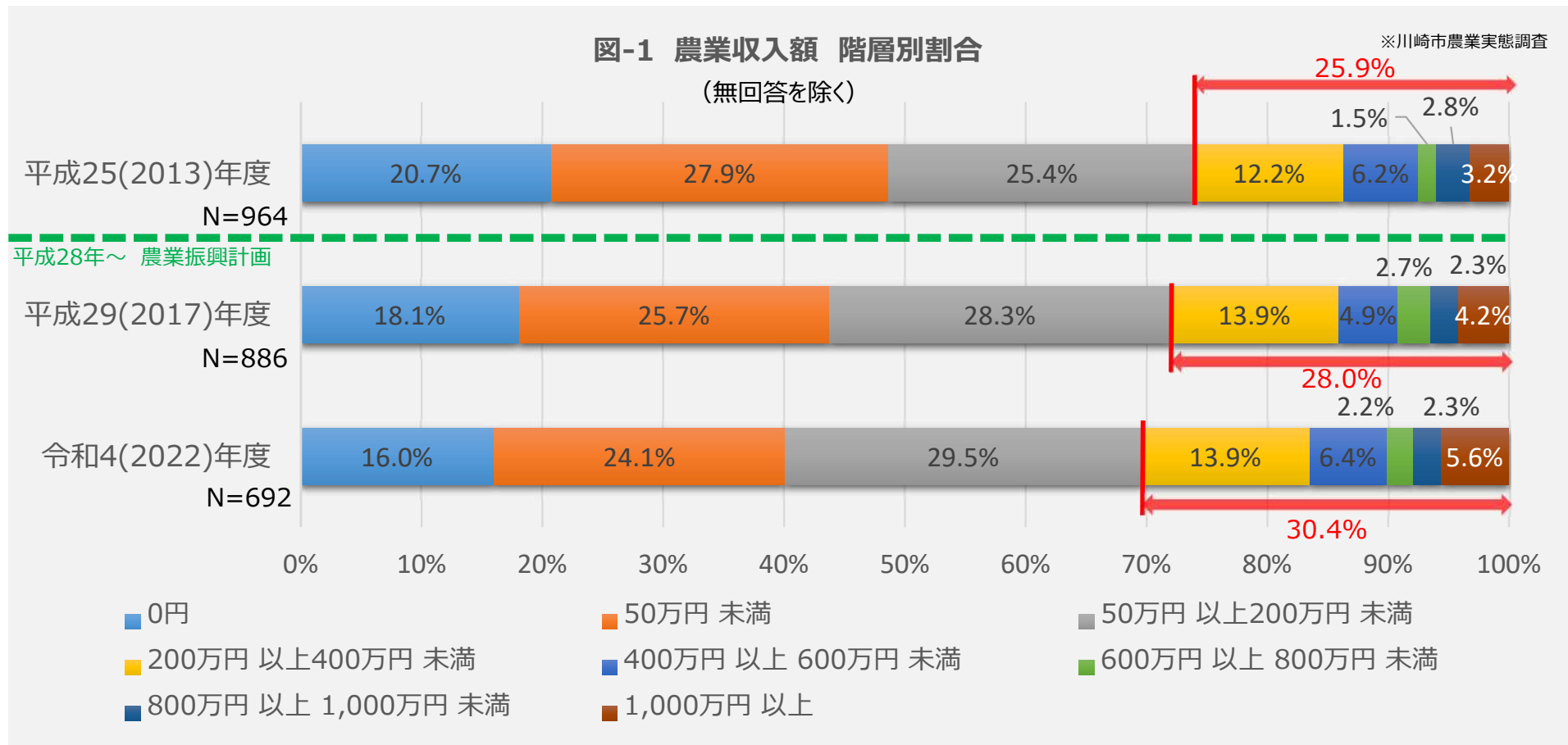


2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」

「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農業収入の向上<2>

- ① 川崎市農業実態調査に基づく農業収入の階層別割合の推移については以下のとおりです。(図-1)
- ② 農業振興計画施行以前の平成25年度と比較して、平成29(2017)年度及び令和4(2022)年度は農業収入200万円以上の農業者の割合が増加しており、一方で農業収入50万円未満の農業者の割合は減少傾向にあります。



2 これまでの本市農業施策の取組 (1)「育てる・創る」



「育てる・創る」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

担い手・後継者の育成・確保 / 栽培技術の普及・向上

新規就農希望者への相談対応の取組のほか、経験の浅い農業者への支援や、環境保全型の農業の推進などを実施しました。

＜成果等＞

・経験の浅い農業者への講習会の実施回数

目標 平成28(2016)～令和6(2024)年 累計88件 ⇒ 実績 同期間の累計135件

・新規就農希望者への相談対応、農地マッチングの推進による新たな担い手の確保

令和4(2022)年度から新規事業として開始し、相談件数が増加傾向 ⇒ 令和6(2024)年度マッチング件数12件 新規就農者数 6人

・適正な施肥等につなげる土壌分析の実施回数

目標 平成28(2016)～令和6(2024)年 累計7,200件(800件/年) ⇒ 実績 同期間の累計7,671件 (経済労働局都市農業振興センター調べ)

6 次産業化・他産業との連携

自農園の農産物を加工し、付加価値をつけて販売することで収益性を高めるほか、産学官での地域連携を創出しました。

＜成果等＞

・都市農業連携活性化フォーラムの開催

・連携促進を目的としたかわさきそだちワイン特区による規制緩和

・川崎生まれの「香辛子」を使った加工品の創出 など

制度を活用した農業者の事例

カルナエスト（麻生区岡上）

- ・規制緩和制度を活用し、自社のブドウ等を使い市内産ワインを醸造
- ・明治大学農学部や和光大学などと連携し、品種栽培や原材料使用、デザインラベルの作成等を通じて、地域農業の活性化に貢献



2 これまでの本市農業施策の取組 (2)「活かす」



「活かす」 都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

農地の保全・活用に向けて、生産緑地(※1)の指定基準を緩和したことや、農地の貸借が安心して行える制度を周知したことで、新たに指定される農地が増加しました。JAセレサ川崎との連携により特定生産緑地(※2)の指定割合が全国平均を上回る約88%となりました。

(※1)都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は 営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる

(※2)生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの

生産緑地・特定生産緑地の指定推進

- ① 平成29(2017)年の生産緑地法改正に伴い、生産緑地指定面積要件の最低基準を500㎡から300㎡への引き下げ、一団での指定など指定要件の変更を実施しました。
- ② 生産緑地の2022年問題(※)への対応として、特定生産緑地への指定をJAセレサ川崎と連携して対応しました。

(※)生産緑地法の改正により平成4(1992)年からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が懸念されたもの。ただし、営農を続けていくことを条件に税制優遇を継続することができる特定生産緑地への指定申出が可能となるもの

＜成果等＞

・新規の生産緑地の指定面積

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 12,000㎡/年 ⇒ 実績 同期間の合計126,295㎡(平均約14,000㎡/年)

・特定生産緑地の指定

平成6(1994)年に指定して30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した割合は88.2%

※国土交通省調査：令和6(2024)年12月末時点：全国73.5%、東京都87%

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



生産緑地



ひまわり摘み取り

農業振興地域でのイベント開催

JAセレサ川崎が運営する大型農産物直売所「セレサモス」と連携し、農産物の収穫体験などのイベントを通して都市農業の魅力を参加者に伝えることで、農地の多面的な機能の理解促進を図りました。

＜成果等＞

・都市農業に関するイベント等の実施数

目標 平成28(2016)年～令和6(2024)年 累計454回 ⇒ 実績 累計486回

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



KIDSいもほり体験

2 これまでの本市農業施策の取組 (3)「繋ぐ」



「繋ぐ」 多面的な機能を有する農地の保全・活用 平成28(2016)年度～令和6(2024)年度農業振興計画施策目標

市民の農業理解の促進に向けて、JAセレサ川崎と連携しながら農業体験や農産物と触れる機会を創出したことにより、多くの市民の参加を得ました。

市民への農業に触れる機会の創出

JAセレサ川崎と連携を図りながら、農業に触れる機会の創出や、地産地消を推進しました。

[取組事例：花と緑の市民フェア、若手農業者団体による収穫体験（ファーマーズクラブの実施）、農業者団体「あかね会」等を講師とした料理教室、市民農園の運営・管理、市民ファーム農園の開設支援]

<成果等>

- ・市民が「農」に触れる場としてのイベントの来場者数
- ・1日農体験「ファーマーズクラブ」参加者の満足度
- ・市民農園等の累計面積
- ・地産地消の推進

目標 令和6(2024)年度 10,000人 ⇒ 実績 同年度 15,000人

目標 85～90% ⇒ 実績 平成30(2018)年～令和6(2024)年 すべて100%

目標 令和7(2025)年度 98,000㎡ ⇒ 実績 令和6(2024)年度 120,728㎡

令和6(2024)年度：市民向け電子ガイドブックの発行、市本庁舎での新たなPRイベント実施

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



花と緑の市民フェア



若手農業者が実施する収穫体験事業



農業者団体「あかね会」を講師とした料理教室



1. 国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改正が進んでいます。
2. 持続可能な農業の実現に向けては、環境負荷を低減する農業や先端技術を活用したスマート農業の推進が求められています。
3. 本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要です。

都市農業に関わる国の動向

- 平成27(2015)年 ■都市農業振興基本法の制定
・都市農業の安定的な継続を図るとともに、その多様な機能を十分に発揮し、良好な都市環境の形成に寄与することが位置づけられました。
- 平成28(2016)年 ■都市農業振興基本計画の閣議決定
・都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく変更されました。
- 平成29(2017)年 ■都市緑地法の一部改正
・農地が緑地政策体系に位置付けられました。
■生産緑地法の一部改正
・生産緑地の面積要件を引き下げることが可能となりました。
・生産緑地内で加工施設・直売所や農家レストランの設置が可能となりました。
・都市計画決定後30年経過する生産緑地について、買取申出期間を10年間延長できる特定生産緑地制度が創設されました。
- 平成30(2018)年 ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行
・生産緑地の貸借を促進する制度が導入されました。



適正施肥を推進するための土壌分析
(環境負荷低減に資する取組)

持続的な農業に向けた国の動向

- 令和3(2021)年 ■みどりの食料システム戦略の制定
・農業が行われることにより生ずる多面的な機能については、環境負荷低減を図りつつ発揮されなければならないことが位置付けられました。
- 令和6(2024)年 ■食料・農業・農村基本法の改正
・多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進が明確に位置付けられました。



自動草刈りロボットの導入 (スマート農業)



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ア 農業者

項目	現状	課題など
農業者数	① 令和2(2020)年2月時点で1,049戸であり、10年間で農家数は208戸（約16%）減少しています。(図-2) ② 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等があります。	① 年々減少傾向にあり、担い手の確保・育成が重要です。 ② 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要です。 ③ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりに向けた支援を継続し、市民の農業理解の促進や情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要です。
年齢階層	① 年齢階層別の割合は60歳以上が約85%です。(図-3) ② 後継者なしは約30%です。(図-4)	

図-2 農家数の推移

※2020年農林業センサス

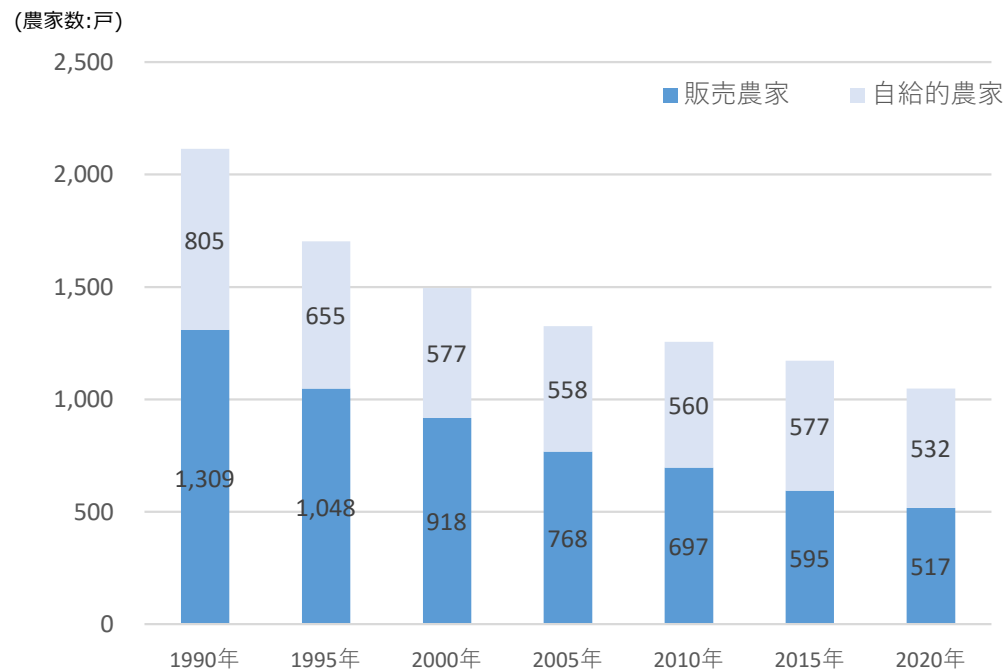
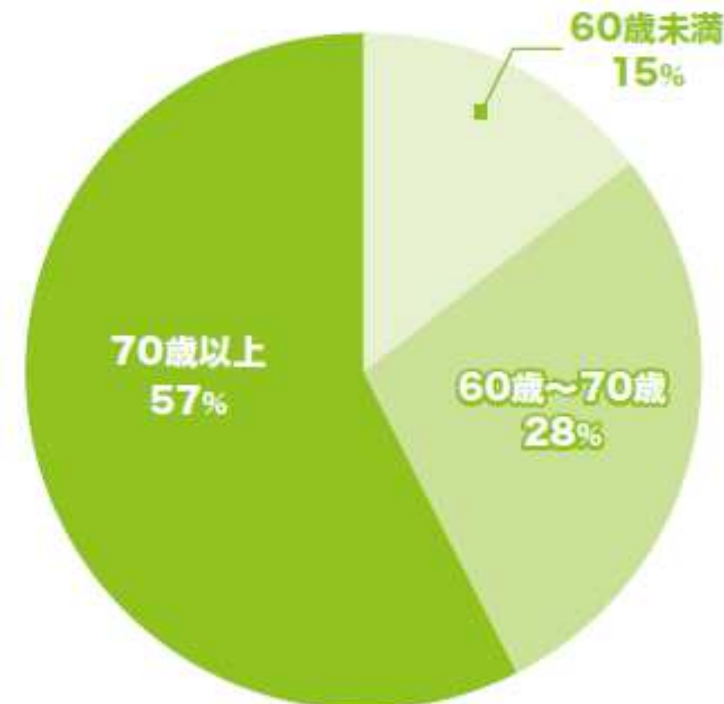


図-3 担い手の高齢化

(経営体の経営主年齢階層別割合)

※2020年農林業センサス





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ア 農業者

項目	現状	課題など
新規就農者 (※1)	近年は、農家以外の出身者である新規参入者も含め、毎年5～10人程度で推移しています。	① 新規参入者に対し、円滑な農業経営開始に向けた相談体制や農地マッチングの強化が必要です。 ② 経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要です。
認定農業者 (※2)	① 認定農業者の経営体数は、令和6(2024)年度で57経営体です。(図-5) ② 平成26(2014)年度の25経営体から約2倍に増えていますが、近年は横ばいとなっています。	認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要です。

(※1)それまで家族経営体の世帯員が新たに自営農業を始めた者、新たに農業経営を始めた(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く)者を指します
(※2)市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。
なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり(年間農業所得:1個別経営体当たり650～750万円程度/年間労働時間:主たる従事者1人 当たり1,800～2,000時間程度)

図-4 後継者の存在

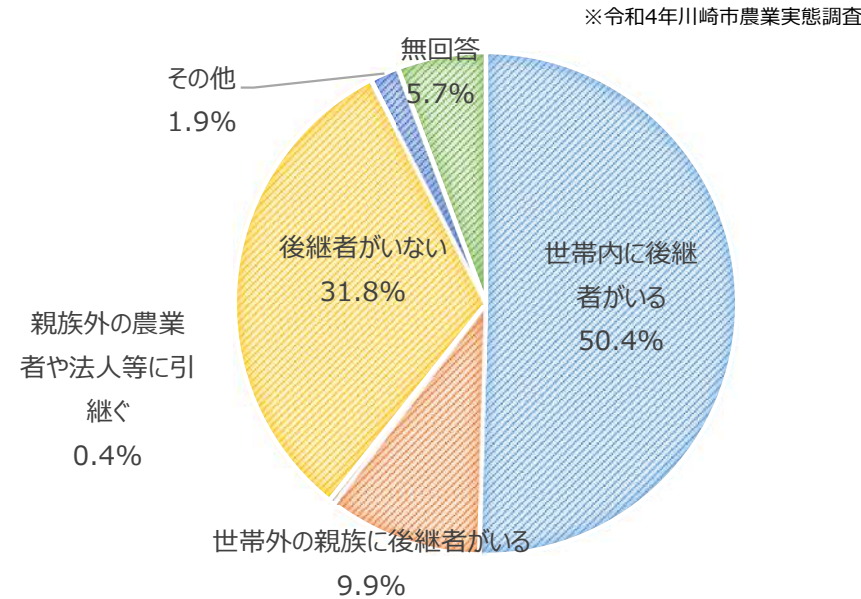
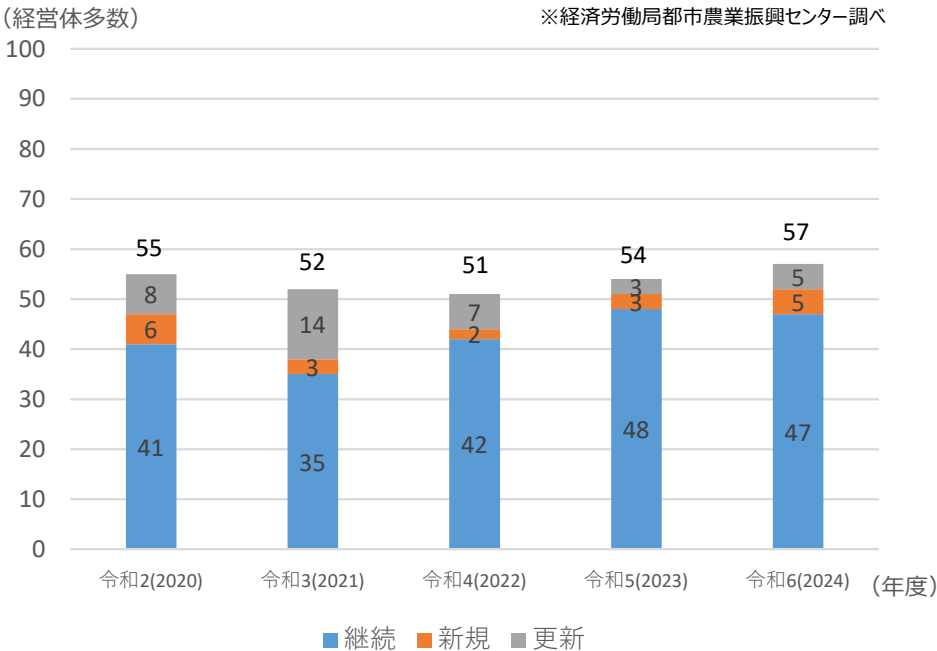


図-5 年度別認定農業者の経営体数



※認定期間は5年間で、期間満了前に計画の見直し(更新)を行っています。



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

イ 農地

項目	現状	課題など
農地	① 令和6(2024)1月時点で501.2ha(市域の約3.5%)で、30年間で半減しています。近年は減少率が鈍化しています。(図-6) (内訳：市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) ② 遊休農地は0.58haで、近年横ばいで推移しています。(図-7)	① 活用が困難となった農地を意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要です。 ② 遊休農地や違反転用については、農業委員会・県・警察等と連携し、適正化に向けたパトロールを行っています。解決には相応の時間と労力が必要です。
利用権設定面積	農業経営基盤促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6(2024)年度は13.2haで、増加傾向です。(図-9)	

図-6 都市計画区域別 農地面積の推移

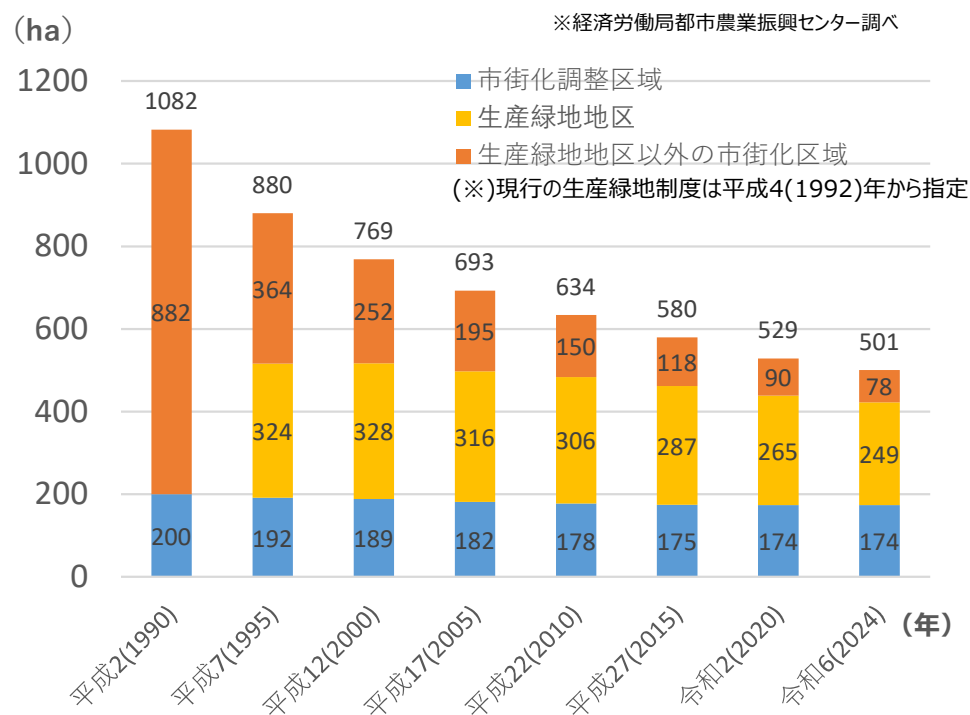
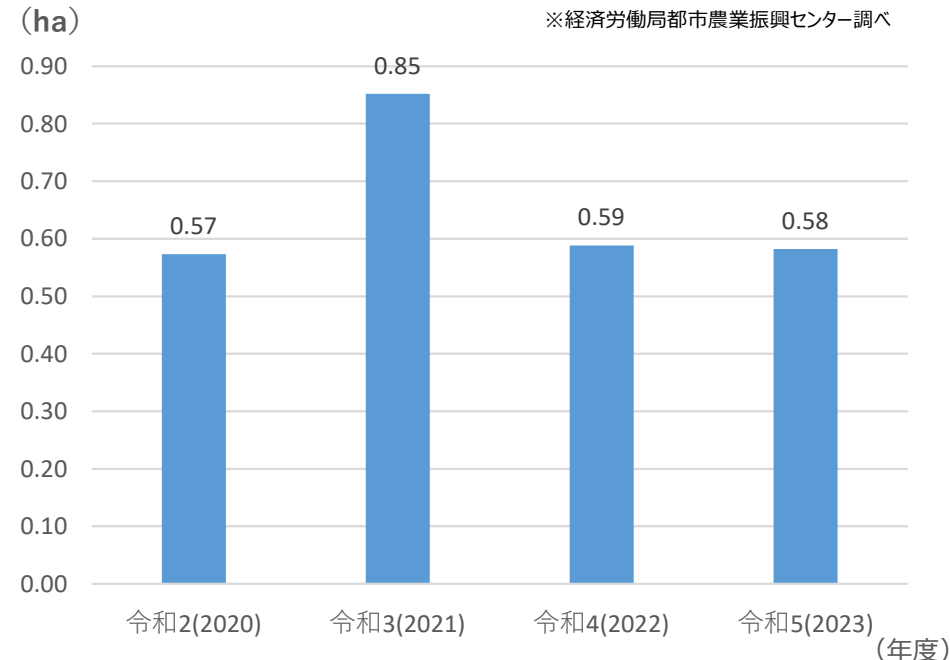


図-7 遊休農地面積の推移





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

イ 農地

項目	現状	課題など
市街化区域の農地	市街化区域のうち、生産緑地は248.9haです。(図-8) (市内農地全体の約50%)	2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により、平成6(1994)年に生産緑地に指定して30年が経過した農地の約88%を特定生産緑地に指定しました。
市街化調整区域の農地	市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haです。(図-8) (市内農地全体の約21%)	農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、主に麻生区黒川地区で活動する里山援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要です。

図-8 農地面積の割合

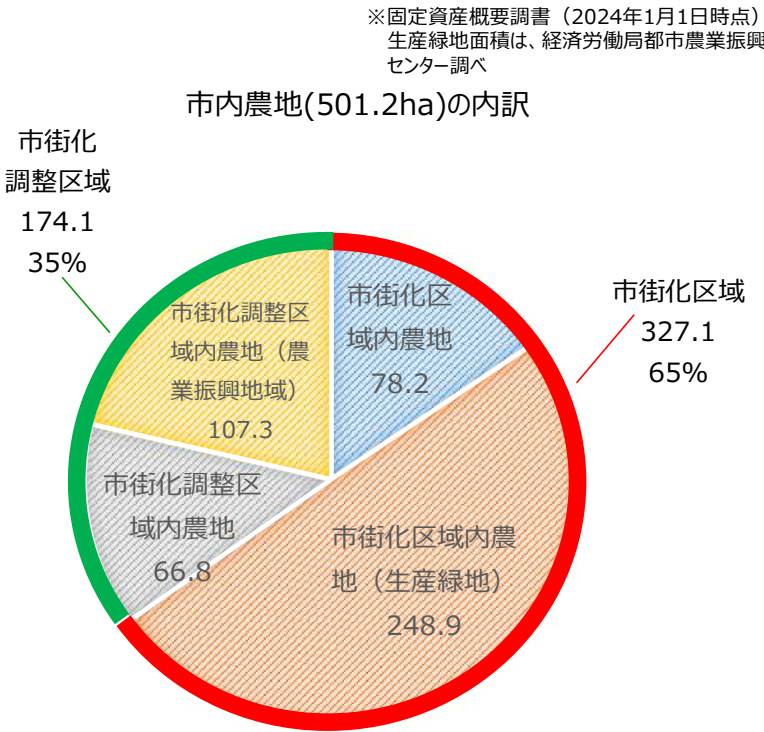
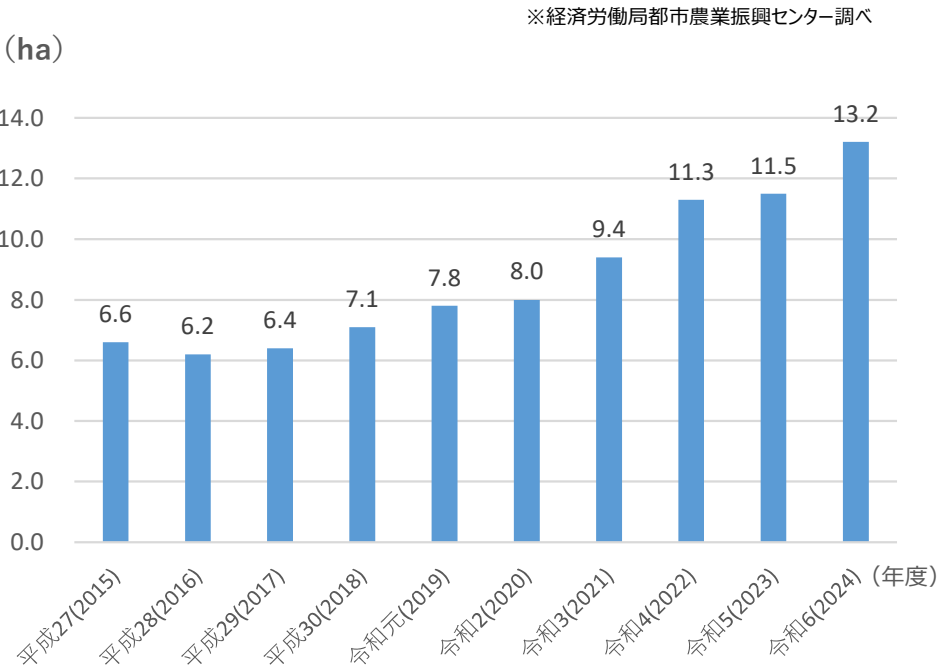


図-9 農地貸借（利用権設定）面積の推移





3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ウ 営農環境

項目	現状	課題など
販売先	① 農産物の主な販売先は、消費地に隣接したメリットを活かした消費者への直接販売です。(図-10) ② 農産物販売以外の収益向上のため、パティスリーや農家レストランの併設、ジャム等の加工品の製造・販売も行われています。 ③ 販売機会増加に向け農産物自動販売機の導入や、SNSを活用する農業者が増加しています。	各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくくなっています。また、SNSを活用していない、レストラン等への販路開拓を希望する農業者について、必要に応じて販売先拡大に向けた支援を行います。
農業収入	100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下の農業経営体が全体の約8割を占めています。(図-11)	① 経営に影響を及ぼすものとして、気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰などが挙げられます。 ② 農業収入向上に向けて、環境の変化に則した栽培品目の提案や栽培技術の指導などが必要です。

図-10 販売の方法(経営体の販売金額 1 位の出荷先別割合)

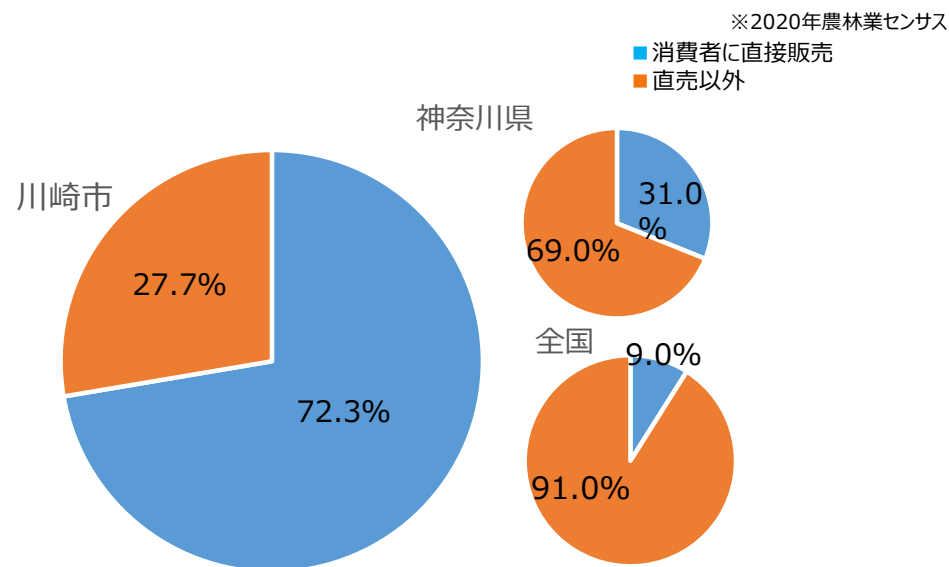
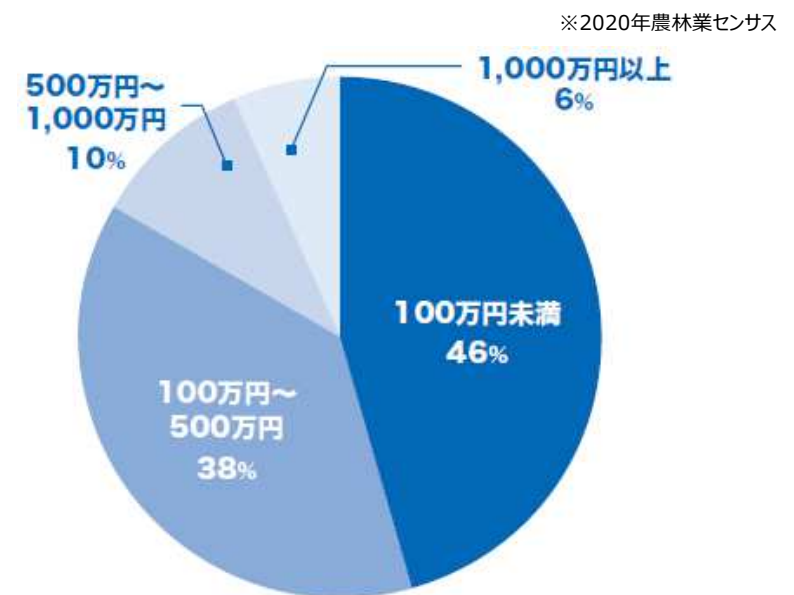


図-11 農産物販売金額の割合



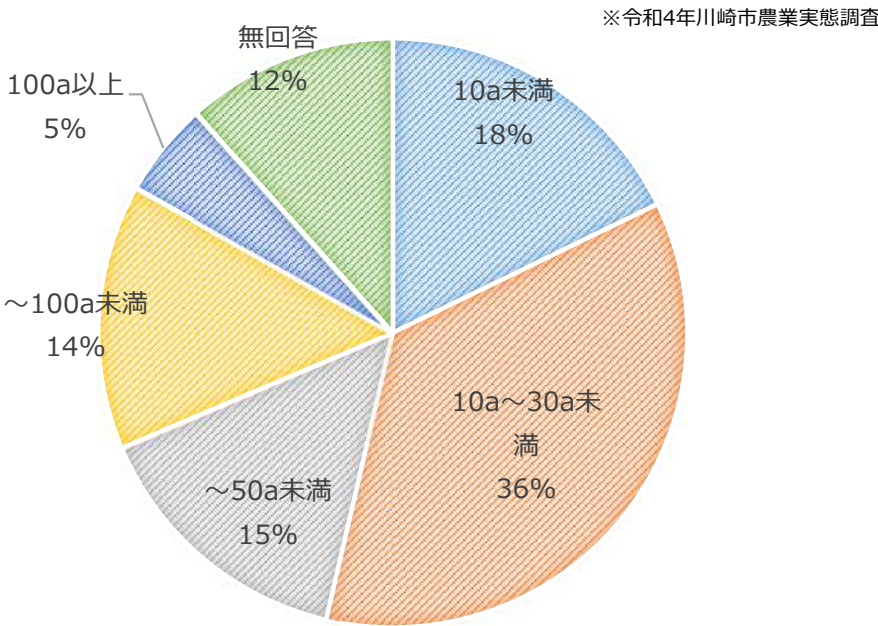


3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

ウ 営農環境

項目	現状	課題など
農業経営	① 農業者1世帯あたりの耕作面積は30a(※1)未満が5割以上であり、全国平均の3.1ha(※2)と比較して、経営規模は小さいです。(図-12) (※1) 30a = 3,000㎡ (※2) 3.1ha = 31,000㎡、2020年農林業センサスより ② 近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向にあります。	① 限られた農地のより効率的な活用や農業収入の増加に向けて、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要です。 ② 農地が宅地と近接していることから、農薬の散布や堆肥による臭気等について環境に配慮して取り組んでいるものの、市民の理解を得ることが難しい側面も依然として存在しています。 ③ カラスやタヌキ等の野生鳥獣による被害が継続しており、農業者の営農意欲減退につながる恐れがあります。

図-12 農家1世帯の耕作面積の規模



市内産ミカン



宅地と近接する農地



3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民と農とのつながり	① 令和6(2024)年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数です。(図-13) ② 農業を知る機会としては、農業体験など実際に農業に触れるイベントを求める割合が高いです。	① 市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部(川崎・幸区)における市内産農産物に触れる機会の拡充が必要です。 ② 農業体験等のイベント等は、都市農業振興センターの他、区役所、JAセレサ川崎等でも行われており、一括した周知の工夫が必要です。
中学校給食	① 平成29(2017)年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供しています。 ② 使用量は、令和6(2024)年時点で約24トンと増加傾向です。(図-14)	学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続しています。

図-13 市民の市内農業への理解

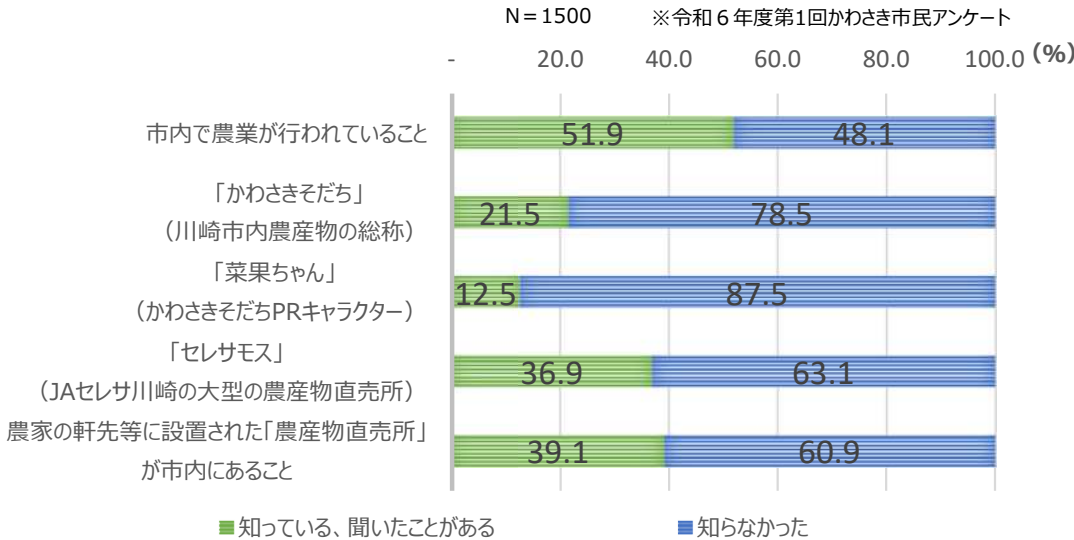
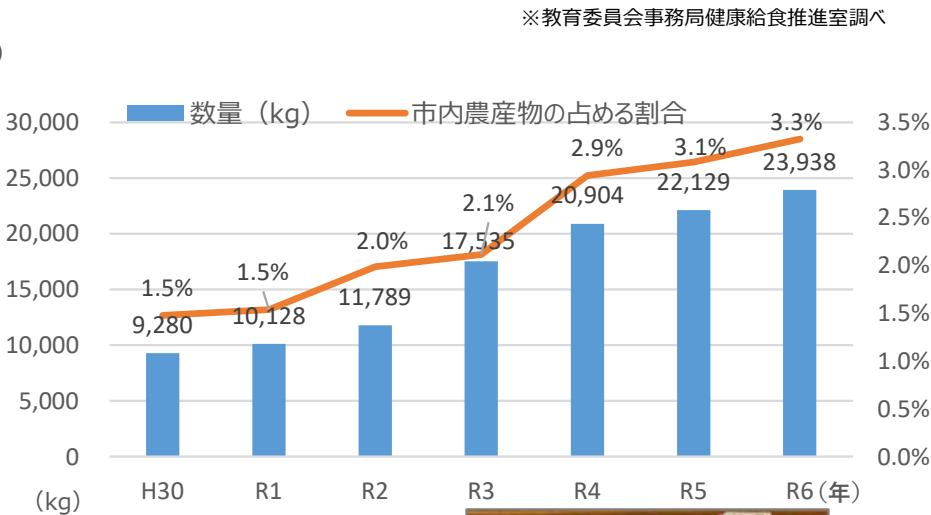


図-14 中学校給食における市内産農産物の利用状況



かわさきそだちを使った中学校給食





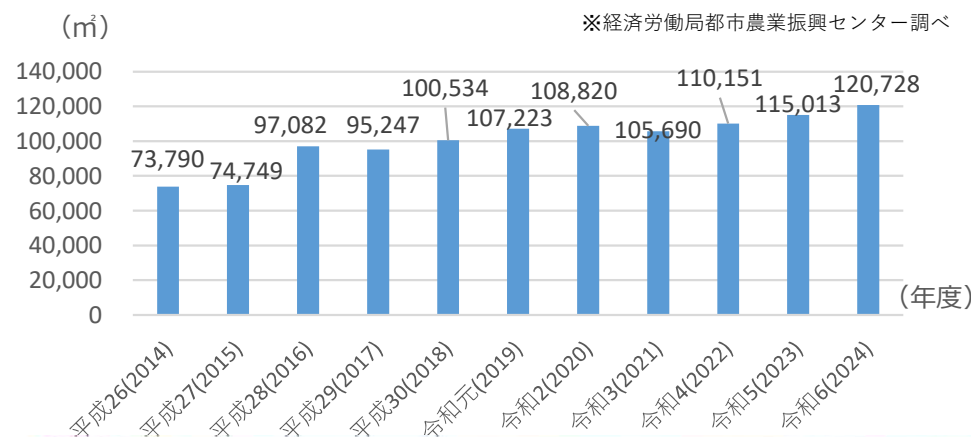
3 川崎市農業の現状と課題 (2) 現状・課題など

Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
市民農園等 (※)	① 市民農園等(公設・民設)の総面積は、令和6(2024)年度で約12.07haで微増傾向です。(図-15) ② 同年度の内訳は公設6,778.09㎡、農家等が開設する民設113,949.66㎡で、民設が約95%を占めています。	市の中部や南部を中心に市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援や運営支援の継続が必要です。

(※) 市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがいづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

図-15 市民農園等（体験型農園を含む）の面積



市民農園



©中本竹識

菜果(さいか)ちゃん



【「かわさきそだち」PRキャラクター『菜果(さいか)ちゃん』】

ＪＡセレサ川崎・川崎市を中心に農業生産者団体・市場関係者・消費の代表及び県職員で構成する「かわさき地産地消推進協議会」では、生産者の顔が見える新鮮・安全・安心な市内産農産物「かわさきそだち」を広く市民へ供給するために、地産地消の取組を行っています。この「かわさきそだち」の販売を促進するために誕生した PR キャラクターが、『菜果ちゃん』です。

『菜果ちゃん』誕生秘話

ある日、川崎市内で愛情一杯に育てられた野菜や果物や卵などの農産物たちが集まって来ました。それぞれが一生懸命に町の人達に買ってもらいたい為に努力していましたが、中々、その良さが伝わらずに売れませんでした。そこで皆が大きなカゴの中に集まり、相談していると、その中から妖精が現れ、こう言いました。「一つ一つの力では訴える力が弱いけどまとまって訴えれば強いものになる」と、妖精はカゴを持って売りはじめました。……それが、『菜果ちゃん』です。



4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (1) 基本目標など

本市農業の現状や課題を踏まえ、今後12年間を見据え、これからの本市都市農業のあるべき姿について、次の基本目標、基本方針、基本施策を位置づけ、各事業を展開していきます。

(1) 基本目標

- ① 以下の視点に基づき、計画の基本目標を【豊かな「農」ある暮らしを次世代へ】に設定します。
- ② 本市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、良好な景観形成や生物の生息空間、災害時の一時避難所、農業体験などの教育の場など、市民生活を豊かにする多面的な機能を有しています。
- ③ 急速に進む少子高齢化により、令和12(2030)年には、国民の5人に1人が後期高齢者となることが予測されており、本市農業においても農業者数や農地の減少が加速する恐れがあります。
- ④ こうした状況においても、豊かな農ある都市環境を形成していくために、農業者・市民・JAセレサ川崎等関係機関・行政等が一体となって、本市農業の多面的な機能を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

(2) 基本方針・基本施策

- ① 本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、いかに両者の減少を抑制するかが重要です。
- ② 都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要です。

前計画における施策の成果や、国の農業政策などの社会経済環境の変化、市内農業の現状・課題を踏まえ、持続的な農業を実現していくために必要な「農業経営」「農地保全」「市民との交流・理解」の3つの視点を基本方針とし、基本方針に則した7つの基本施策を右図のとおり整理します。

基本方針

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

II 適正な農地の保全・活用の促進

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

基本施策

<1>担い手の発掘・育成・確保

<2>農業経営の改善の推進

<3>栽培技術の普及・向上

<4>農地の適正利用の維持

<5>地域特性に応じた活性化

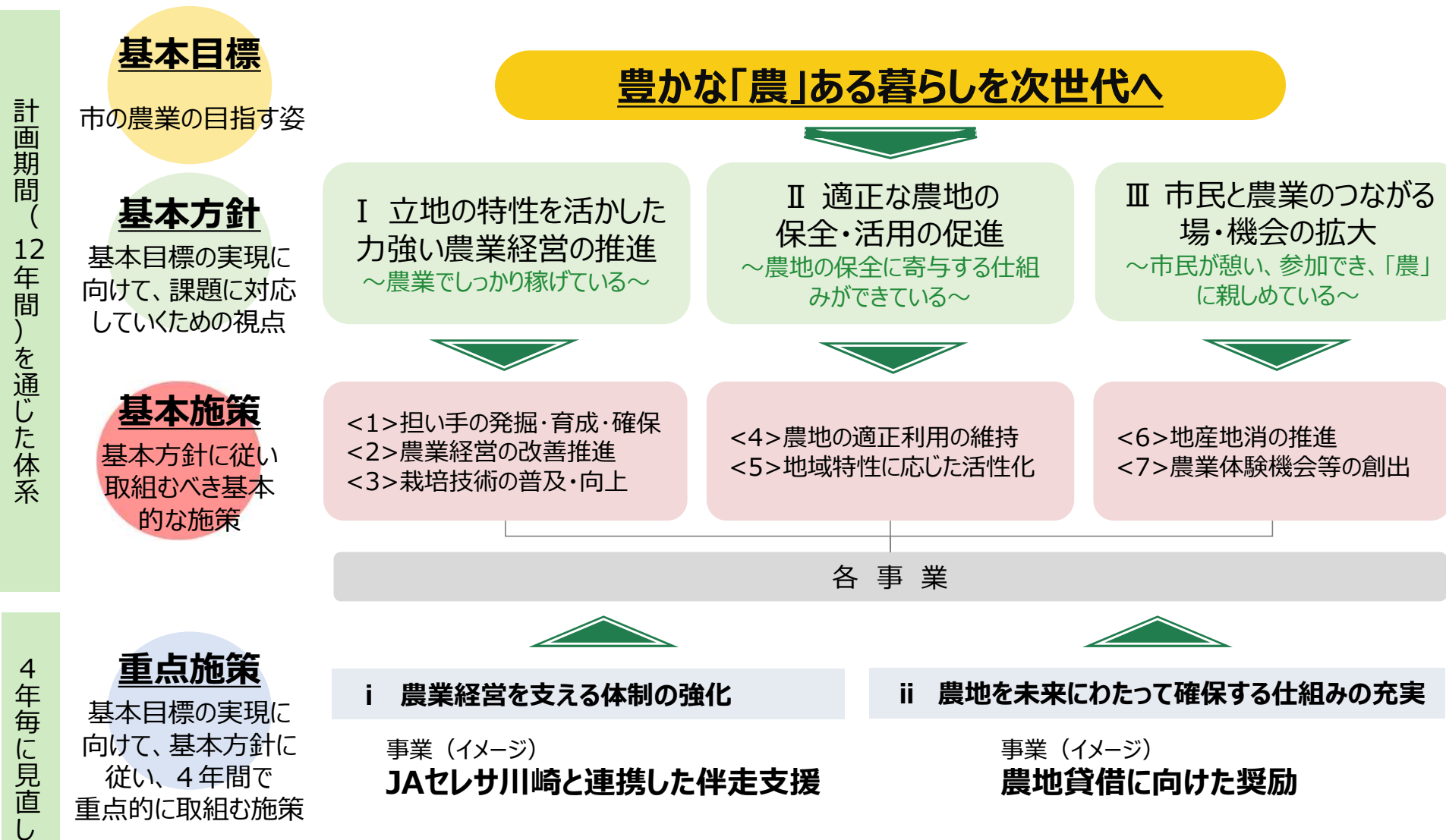
<6>地産地消の推進

<7>農業体験機会等の創出



4 川崎市農業振興計画の基本的な考え方 (2) 施策の体系

1. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。
2. 令和8(2026)年度から11(2029)年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速する恐れへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とします。



※ i ii は令和8(2026)～11(2029)年度の4年間における重点施策で、基本施策と並行して取り組むもの。取組による成果・評価等に応じて4年ごとに見直しを行います。



農業者数や農地の減少、小規模経営が多数といった本市の現状や国の動向を踏まえ、全体的な課題解決に寄与する共通事項を3つの〈基本方針〉として整理しました。

I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

- ① 農業を親から継ごうとしている方、農業収入向上を目指す方、経験の浅い方、初めて農業に携わる方など農業の担い手が活躍することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 新技術の活用・普及を通じて、労働負担の軽減・効率化・生産性の向上により持続可能な農業の実現を目指すとともに、川崎ならではの強み・特徴を活かして、より安定した経営に取り組めるよう経営改善を支援するなど、力強い農業経営の実現を目指します。



麻生区早野の田園風景

II 適正な農地の保全・活用の促進

- ① 農地が持つ多面的な機能の保全に寄与する仕組みづくりや、農地活用の促進を目標とした施策の基本方針です。
- ② 農地は大災害時に一時（いつき）避難場所として機能していること、農地で育まれる緑が市民生活の安らぎに貢献していること、緑が維持されることで環境保全の役割を担っていることなど、農地が担う多面的価値を、市民にわかりやすく伝えていくことを目指します。



麻生区早野の農地

III 市民と農業のつながる場・機会の拡大

- ① 農業者やJAセレサ川崎などの農業関係者のほか、様々な方と連携しながら、農業の魅力を体験できる場など様々な機会を生み出していき、市民の農業への理解を促進することを目標とした施策の基本方針です。
- ② 料理教室や直売会など、川崎の農を身近に見て、知って、感じることができる機会を通じて、市民と農の距離を近づけていくことを目指します。



市内産農産物を使った料理教室



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<1>担い手の発掘・育成・確保

<取組方針>

農業者数は年々減少傾向にあり、高齢化や後継者不足の課題も深刻化しているため、新たな担い手の確保や後継者の就農促進などを進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
認定農業者や新規就農希望者に対する支援	担い手の育成・確保のため、地域の農業をけん引する存在である認定農業者の増加に向けた取組や、新規就農希望者に向けた支援等を進めていきます。 認定農業者の増加に向けては、農業収入の向上を目指す販売農家の経営支援を進め、認定農業者の指標となる年間農業所得・労働時間等の農業経営改善計画の達成を目指すための支援を進めていきます。 また、新規参入に向けた農地マッチングや機械・設備等の導入支援など、JAセレサ川崎等と連携しながら取り組みます。 技術面においては農業技術支援センターの取組を通じて支援していきます。
女性・青年農業者団体が行う活動への支援	今後の本市農業を担う農業者の育成・確保を目的として、農業者同士の情報共有や栽培技術の向上、また市民の農業理解を促進など、女性・青年農業者団体の活動への支援等を通じた農業者同士のネットワークづくりを行なっていきます。
農地マッチングの促進	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげます。



農業者への技術支援



ファーマーズクラブ



貸借希望の農地



I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<2> 農業経営の改善の推進

<取組方針>

本市の持続的な農業の発展に向け、効果的な農業経営を推進することが望ましく、特に認定農業者等の高い営農意欲を持つ農業者への効果的な経営支援の必要性が高まっています。

具体的な取組	内容
農業経営支援・技術支援	主に経験の浅い農業者を対象とした農業技術指導の講習会等を通じて、農業収入の向上を志向する農業者等のニーズに応え、持続可能な農業の実現を目指します。 また、税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制の構築による経営支援のほか、関係機関との連携による農業者同士の交流促進などに取り組みます。
援農ボランティアの育成	農業技術支援センターにおいては、農業者の労働力不足等に対応するため、市民を対象に、果樹や施設栽培等をテーマとした「かわさきそだち栽培支援講座」を実施し、援農ボランティアを育成します。
新技術（スマート農業等）、農業者への技術情報発信	農業収入の向上や労働負担軽減等をより一層推進するため、本市の経営形態に合った新技術（スマート農業等）の導入・普及に取り組みます。



農業経営支援



援農ボランティアの育成



【植物工場】

室内で気温や湿度、CO2濃度をセンサーで管理するなど、気候等の影響を受けにくく、安定的な栽培生産が見込まれるため、新たな手法として注目を浴びていますが、多額の初期費用等のコスト面が課題です。このような先進的な事例は農地が限られる本市において、安定的な農業経営を目指す取組の一つと考えられます。





I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上 -1-

<取組方針>

1. 近年は気象条件の変化や農業資材の高騰などの社会変動により、営農環境が変化し続けています。こうした変化に対応するための生産性向上に向けた農業技術支援が必要です。
2. 持続的な農業経営を支援するため、農業技術支援の中核拠点である農業技術支援センターにおける一層の取組を進める必要があります。

具体的な取組	内容
農業収入の向上に向けた実証栽培の実施・情報発信	気象条件の変化や社会変動等に対応し、農業収入の向上につながる実証栽培、農業者への指導・情報発信等を行い、技術向上を支援します。
経験の浅い農業者等への指導・講習会の実施	経験の浅い農業者や新規就農者に対し、関係機関と連携しながら、講習会や技術的な相談・アドバイス等を実施します。
事業者等と連携した新技術の導入支援・普及	大学や民間事業者等と連携し、新技術の導入・普及に努めます。
環境保全型農業の推進	環境への負荷を低減する農業を推進するため、適正な肥料使用や病害虫対策が行えるよう、土壌分析や病害虫発生調査等を行い、農業者への情報発信に取り組みます。
川崎ならではの強み・特徴を活かした品種の普及・保存	長十郎や禅寺丸柿、のらぼう菜、岩ちゃん豆のように本市において古くから栽培されている品種の普及保存のほか、「川崎市農技1号」等の新たな品種の普及や関係機関と連携した新品種の育成等に取り組みます。



川崎市農技1号（かわさきつや菜）



【岩ちゃん豆(いわちゃんまめ)】

岩ちゃん豆を知っていますか？麻生区黒川地区で栽培されていた伝統野菜で、白インゲン豆の仲間です。黒川の農家の川端岩蔵さんが長野県出身の知人から種をもらい、広めたため、通称「岩ちゃん豆」と呼ばれています。真っ白で丸く、ねっとりとした食感で甘みもある豆で、未成熟のさやで食べてもおいしい「二豆流」なのですが、栽培が難しく一度は栽培が絶えてしまったことも……。そんな中、農業技術支援センターでは毎年細々と種を採り続け、復活する日を待っていました。市政100周年を契機に伝統野菜にもう一度焦点を当て、生産者に紹介すると興味を持ってくれる方も現れました。次の100年にもレガシーとして残るように、引き続き普及に取り組んでいきます。



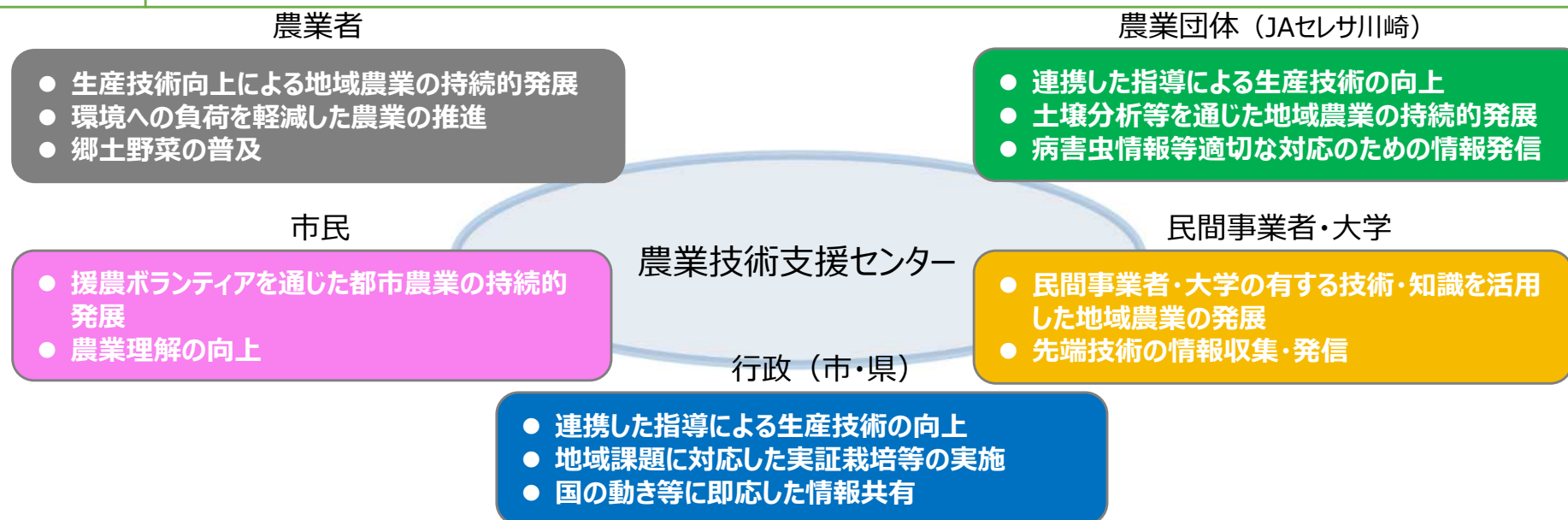
I 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進

<3>栽培技術の普及・向上 -2-

【農業技術支援の中核拠点としての農業技術支援センター】

本市の農業技術支援の中核拠点としての役割を担い、農業振興計画に掲げる目標達成のため、「技術指導」「担い手の育成・確保」「品種普及・保存」「情報発信」等の必要な機能を整理し、持続的な農業経営を支援していきます。

現状	農業技術支援センターは、これまで地域特性に合った技術指導・普及や新規就農者支援を通じて、本市農業における技術支援の中核拠点として地域農業の安定と持続的発展に貢献してきました。
課題	今後の技術支援として、気候変動による農産物の生育不良に対応した品種の提案や技術指導、国際情勢の不安定化に伴う肥料、農薬などの高騰に対応するための土壌分析結果を通じた適正な施肥指導などへの対応が求められています。また、築50年を超える管理棟等の応急的な補修が発生しています。
方向性	気象条件の変化、国等の動き、農業者を取り巻く地域環境・営農環境の変化等を踏まえて、各関係者と連携しながら対応することが必要です。
機能更新	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの必要な機能を整理するとともに、整備・運営手法を決定していきます。





II 適正な農地の保全・活用の促進

<4> 農地の適正利用の維持

<取組方針>

農地は減少傾向にあるものの、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境向上に貢献していることから、農地の保全・活用に向けて、生産緑地制度の活用や農地の適正利用の推進とともに、認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチング等を進めていく必要があります。

具体的な取組	内容
生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市街化区域内にある農地等がもつ緑地の役割を評価し、良好な都市環境を作るため、生産緑地制度を活用します。また、近く買取申出期限を迎える生産緑地について、特定生産緑地の指定を推進します。
違反転用防止、農地パトロール	農地パトロールや農地の利用意向調査を実施し、違反転用や遊休農地を未然に防ぐとともに、農業委員会・県・警察と連携し、所有者等に対して粘り強く是正指導を行っていきます。
農地マッチングの促進（再掲）	1年間耕作がされていない農地について、貸出希望とする農地があった場合には、農地中間管理機構や市に情報を提供、農地貸借に繋げる取組を進めていきます。 また、農地貸借への抵抗感の緩和などの意識醸成も進め、担い手不在の農地について、地域の農業を担う農業者や新規就農希望者への集積を図り、農地を未来に渡って確保することにもつなげていきます。
市民農園の推進 （未活用農地の市民利用による有効活用）	「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるため、都市農地の保全と活用に寄与している川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発に取り組んでいきます。



都市農地減少の大きな要因の一つが、現在の相続税制度にあります。多くの市内農業者は兼業での農外所得を得ながら、安定的な農業経営を可能にしています。しかし、相続の際には、その資産価値から多額の相続税が発生し、農地を手放さなければならない農業者も少なくありません。

都市での農業経営を継続するために、本市としても都市農地を保全すべき観点から、制度見直しについて国等へ要望を行っていきます。

【国への要望】



生産緑地の指定



農地パトロール



II 適正な農地の保全・活用の促進

<5>地域特性に応じた活性化

<取組方針>

農業振興地域では、まとまりのある農地が存在している一方で、農業従事者の減少や高齢化に伴い、適正な利用が困難となり遊休農地化などの事例も生じているため、引き続き計画を適切に推進することで優良な農地を保全するとともに、地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組が必要です。

具体的な取組	内容
農業振興地域での農業者・地域住民と連携したイベント等の開催	JAセレサ川崎が運営する大型直売所「セレサモス」を核にした情報発信、各地域での農業体験、農業者と地域住民等が連携したイベントの実施や、農業者が主催する地域農業の活性化に向けたイベント等の支援など、地域の活性化施策を行います。
地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）(※)の実現に向けた取組	農業振興地域の3地区（岡上・黒川・早野）における地域での話合いを通じて、農地の集約化や担い手の確保等に取り組みます。

(※)農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定



早野野菜マーケット



【農業用施設の長寿命化】

農業振興地域には、地域の農業者が所有・管理する灌漑施設、農業用倉庫その他の共同施設が、昭和50年代の農地基盤整備と同時に設置されており、計画的な長寿命化が必要であることから、順次改修を進めているところです。

今後も施設の長寿命化を図るとともに、共同施設の今後の管理について、地域の農業者と意見交換を行っていく必要があります。



【農家レストラン】

農家レストランとは、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供している事業を指します。これまで国家戦略特区のみ実施されていましたが、令和2(2020)年の法改正により、全国展開され、農業者が自己の生産する農産物に加え、同一市内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地域内に設置することが可能となりました。



Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<6>地産地消の推進

<取組方針>

1. 本市農地の65%が市街化区域内にあり、多くの農地が住宅と近接しているため、農業者は土埃、音、匂いなど周辺環境に配慮して農作業を行っています。また、カラスやアライグマなどによる農産物被害は近年増加傾向にあり、農業者の営農意欲の減退につながることから、地域住民と一体となった農業への理解醸成に向けた取組が必要です。
2. 本市中部以北に見られる農地が点在する豊かな農環境は、農業を継承し、地域活動の様々な役割を担う農業者等の責任感や努力により保たれており、豊かな農環境を次世代に継承するため、こうした地域を支える農業者の活動を情報発信していきます。

具体的な取組	内容
料理教室の開催、農産物直売会の支援	JAセレサ川崎、市、生産者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室や食育活動の実施等を通じて、「かわさきそだち」の魅力に触れる機会を提供し、継続的な購買を促します。 農地が少なく、農業に触れる機会が少ない市南部の住民や転入間もない住民にかわさきの農業の認知度向上を図るため、南部でのPR強化に取り組みます。
JAセレサ川崎や市が実施する農業イベント等の情報の集約・発信	JAセレサ川崎の支店や市が開催する農業イベントをかわさき地産地消推進協議会がとりまとめてSNS等を活用して市民向けにPRするなど、より効率的、効果的なPR手法を模索し、市民の農業理解の深化を図ります。 市民向けに地域を担う農業者の活動や思いを発信し、豊かな農ある暮らしが身近にあることの喚起を促します。



【学校給食への「かわさきそだち」供給拡大】

本市の中学校給食は平成29(2017)年度に開始し、JAセレサ川崎と教育委員会事務局が市内産農産物「かわさきそだち」の給食への供給拡大に向けて取り組み、平成30(2018)年度の約10tから令和6(2024)年度には約24tに使用量が増加しています。

本市の農業は各農業者の農地が狭小で、多くの農業者は少量多品目栽培であることから、農業者ごとの農産物供給量は限られています。こうした本市農業の営農環境のもとで供給量を拡大するには、JAセレサ川崎が各農家の農産物を集荷して給食センターに納入するなど、JAセレサ川崎の多大な協力が欠かせません。

「かわさきそだち」を使用した給食を提供する日に、生徒に生産者の説明を行うと、給食の残食率が低下する傾向があることから、「かわさきそだち」の若年層への認知度を向上させるためにも、「かわさきそだち」の提供日には説明しやすく、印象に残るような生産者の情報を学校に提供するなど、引き続きJAセレサ川崎、教育委員会事務局と連携した取組を進めていきます。





Ⅲ 市民と農業のつながる場・機会の拡大

<7> 農業体験機会等の創出

<取組方針>

1. 市民の農に触れる機会の段階的なイメージは、
①農産物の購入 ⇒ ②農業体験イベントの参加 ⇒ ③家庭菜園での栽培 ⇒ ④援農ボランティアの実施
であり、こうした段階的な市民ニーズを踏まえ、農業者の持続的で安定的な営農環境を確保するため、農地の保全や農業理解の醸成に向けて継続して取り組む必要がありますが、農業者を含む民間事業者により普及している取組については、当初目的を踏まえて効果を検証し、見直しを行う必要があります。
2. 農業体験機会の創出により、市民の農業理解の醸成のほか、農業者が主催する農業体験イベントや、市内で増加傾向にあるイチゴの摘み取りなどの観光農園の来園者増加による農業収入の向上、援農ボランティアによる農業者の担い手不足解消、労力負担軽減を図ります。
3. 農業収入の向上や労力負担の軽減が“豊かな「農」ある環境を次世代への継承”につながることから、農業者が主催する農業体験イベントや観光農園のPR等に取り組みます。

具体的な取組	内容
農業体験機会の提供	若手農業者団体が実施する収穫体験イベントは、参加者が各農業者と触れ合うことにより、農業理解醸成のほか、各農園の顧客増加につながることから、引き続き取組を進めます。 農業は繁忙期と閑散期の波があり、天候に左右されるため、常時雇用よりも、随時人手を確保可能な仕組みが適しており、各農園の作業を支援する援農ボランティアが欠かせない取組となっていることから、農業者のニーズに沿った農産物の援農ボランティアの育成を継続します。
農業イベントの実施	JAセレサ川崎や庁内関係課、民間事業者等と連携し、効果的なイベントの実施に取り組みます。



【農福連携の取組】

農作業を通じた障害者の活動の場づくりや社会福祉の理解促進を目的として、平成30年度から福祉交流農園をNPO法人と共同で運営しており、年に2回ほど収穫体験を実施しているほか、市内では社会福祉法人が主体となって農園を管理し、障害者と近隣の方が一体となって農業が営まれ、加工や販売なども行っている事例もあります。

一方、本市の農業者の多くが高齢かつ小規模であることなどにより、農業者が障害の特性に合わせて工程を工夫することが難しく、少量多品目栽培の農園では状況に応じて新しい作業が発生するなど、障害者が農業の担い手として本市農家において従事していただくには課題があります。引き続き、福祉事業所等が主体となった農地の活用に向けた制度周知やマッチング支援などの農福連携支援に取り組んでいきます。

5 施策の内容・目標となる指標 (3) 成果指標



1. 次の3項目を成果指標として設定し、施策に取り組んでいきます。それぞれ、「農業経営」「農地確保」「市民との交流・理解」の3つの視点による基本方針と対応しています。
2. 農業者数・農地の減少及び担い手不足の課題への危機感を持った対応として、まず優先して取り組むべき3項目に絞っています。

成果指標

名称	現状	目標値	成果指標設定理由
① 認定農業者の経営体数	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、新たな担い手確保・育成のためには、農業経営の改善・安定化に取り組む農業者数増加の取組が必要であり、その効果として自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた「認定農業者」の経営体数を指標としています。
② 市街化調整区域での農地賃借面積	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)	農地がこの30年間で半減してきており、農地の保全と活用に向けて、農地賃借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客観性もある市街化調整区域内での農地賃借面積（農地法3条の賃貸を除く）の増加を適切な指標としています。
③ 援農ボランティア数	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加を適切な指標としています。 なお、援農ボランティアになるにはかわさきそだち栽培支援講座にて基礎的なそ菜、果樹の栽培について講義と実習を2年間行い、講座修了後、修了生で組織する援農者組織へ加入する必要があります。

関連する主な計画

川崎市総合計画
(総務企画局所管)

かわさき産業振興プラン
(経済労働局所管)

川崎市緑の基本計画
(建設緑政局所管)



川崎市総合計画においては、「基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり」に「施策4-1-4 都市農業の振興」を位置付けており、農業施策における主なアウトプット等は次のとおりです。

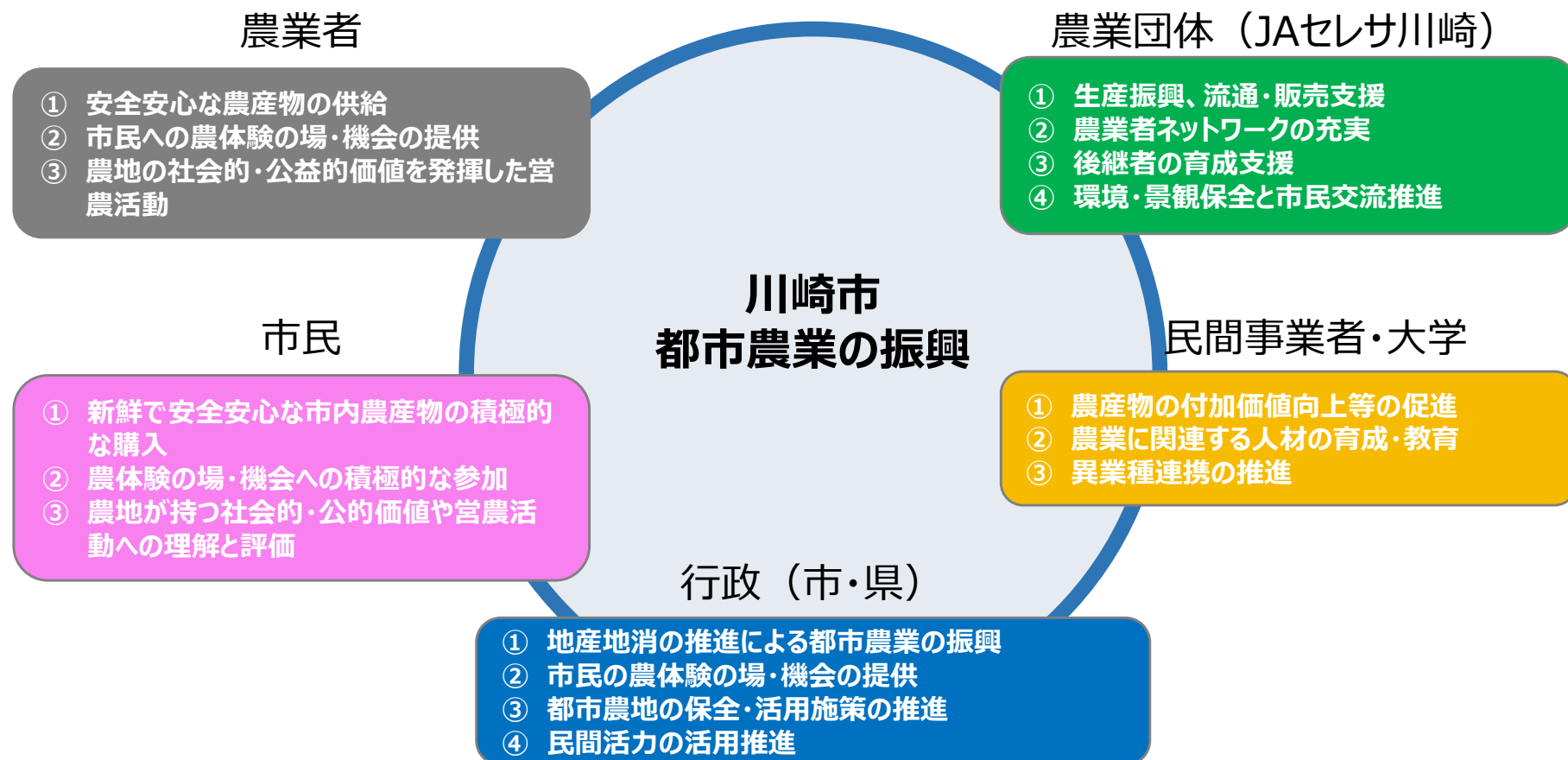
主なアウトプット等

事務事業	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善を目指す販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	① 認定農業者への支援（毎年度） ② 新規就農希望者からの相談対応（毎年度） ③ 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	① 農業者向けの技術指導（毎年度） ② 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度） ③ 施設整備・機械導入等に対する支援（毎年度） ④ 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	① 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度） ② 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	① 生産緑地の指定（毎年度） ② 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） ③ 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） ④ 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組めます。	① 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） ② 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）

6 本計画の推進体制について



1. 本市の農業を次世代に引き継ぐためには、農業者を含む市民、農業団体、行政等の各関係者が適切に役割分担・協力し合いながら、基本理念や基本方針に沿って、施策を推進する体制を構築していく必要があります。
2. そのため、以下の各関係者等で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」（附属機関）において、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開などについて、調査・審議を行います。
3. 施策をより効果的に実施するためには、多様な主体が集積する本市の強みを活かし、民間事業者や大学等有する農業技術、人材育成に関する知見などを積極的に取り入れることが重要であることから、本計画の推進にあたっては民間活力の活用を検討・推進します。



7 参考資料 (1) 用語説明

ア行	
あかね会	平成9年に発足した市内女性農業担い手の任意団体。野菜・果樹・植木・花き・養鶏・酪農など幅広い分野で生産に携わる。
違反転用	農地法に基づいた許可や届出を行わずに、農地を建築物や駐車場など農地以外の目的に利用する行為のこと。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされることがあり、罰則の適用もある。
援農ボランティア	農業者の作業を支援するボランティア活動。高齢化や人手不足が進む農業現場で、地域住民や学生などが農作業を手伝う取り組み。本市には、市が募集・育成を行う有償ボランティアと、JAセレサ川崎が募集・育成を行う無償ボランティアがある。
カ行	
花き	観賞用の植物（花や葉）を指し、切り花や鉢物などが含まれる。
かわさき産業振興プラン	「川崎市総合計画」を上位計画とする産業振興に関わる分野別計画であり、「川崎市総合計画」で掲げるまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の実現に向けた産業振興の方向性を定めたもの。産業振興の基本方針や具体的施策をまとめた計画
川崎市総合計画	川崎市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成される、長期的なまちづくりの方向性を示す川崎市の基本計画
川崎市農業実態調査	市内農業のおおよその実態を把握し、農業施策立案等に資するため、作付状況をはじめとした市内農業の基本情報を調査するもの。本調査は国の統計調査である「農林業センサス」の中間年に実施しており、直近は令和4(2022)年度に実施
かわさき市民アンケート	市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望等に加えて、市民生活に関するいくつかのテーマなどについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的として実施。「かわさきの農業について」を調査項目に、調査期間は令和6(2024)年8月23日～9月6日）、調査対象は市在住の満18歳以上の個人でインターネットモニター登録者から抽出。調査方法はインターネット調査で、有効回収数1,500標本
かわさきそだち	川崎市内で生産された農産物の総称。川崎市では、野菜や果物、花、きのこ、卵、牛乳、豚肉など様々な農産物が生産されている。
かわさき「市民ファームিং農園」	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が、市民の農体験の場を確保するとともに、「食」と「農」に思いをはせ、農業を理解し支え、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園
かわさきつや菜	川崎市農業技術支援センターが郷土野菜「のらぼう菜」の研究中に発見した新しい野菜。『なたね種』の新品種として、平成31(2019)年2月14日付けで農林水産省に品種登録された。正式な品種名は「川崎市農技1号」
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと
観光農園	農業者が育てた作物の収穫体験などを楽しむ、レクリエーションのために開放されている農園

7 参考資料 (1) 用語説明

カ行（続き）	
休耕田	一時的に作物を栽培していない水田
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、緑は社会的共通資本であり、本市で暮らし、学び、働き、楽しむ全ての人々が、人間らしく生きるために必要不可欠な存在とするもの
香辛子	香りはフルーティーで辛みが少ない食べられるハーブペッパー。「こうがらし」と読む
サ行	
作型	作物の栽培方法や時期の組み合わせ
産学官	「産」とは民間企業、「学」とは大学などの教育・研究機関、「官」とは国や地方自治体を指す。これら3者が連携し、大学の持つ研究成果や技術を企業や地域が活用し、社会全体の発展や新たな事業の創出を目指すことを「産官学連携」と言う。
市街化区域	都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る区域
市街化調整区域	都市計画法で指定されている区域区分の一つ。市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域
施設野菜	ビニールハウスなどの施設内で栽培される野菜。天候に左右されにくく、安定した生産が可能
市民農園	市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園
食料・農業・農村基本法	農政の基本理念や政策の方向性を示す法律。（１）食料の安定供給の確保、（２）農業の有する多面的機能の発揮、（３）農業の持続的な発展と（４）その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
ストックマネジメント	既存施設の日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの
スマート農業	ICTやロボット技術を活用して効率化・省力化を図る新しい農業の形
生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定する農地。この指定により、農地所有者は 営農義務や建築制限が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。
生産緑地の2022年問題	生産緑地法の改正により平成4(1992)年からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が懸念された。ただし、営農を続けていくことを条件に税制優遇を継続することができる特定生産緑地への指定申出が可能となる。

7 参考資料 (1) 用語説明

タ行	
多面的な機能	農産物供給以外の農地の機能。防災や環境保全、市民の農業への理解醸成などが挙げられ、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に寄与している。
地域計画	農業経営基盤強化促進法により全市町村で策定が義務付けられた計画で、10年後を見据えて、農業者や関係機関等による協議の上、地域の農業の将来のあり方、対象区域、農地集積等の取組内容、目標地図等を定めたもの。本市では令和7(2025)年3月に策定
地産地消	地元で生産された農産物を地元で消費すること。輸送コスト削減や地域経済の活性化等のメリットがある。
長期多段栽培	一本の苗から数ヶ月間にわたり多数の実の収穫を続ける栽培方法
特定生産緑地	生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長するもの
都市農業振興基本計画	都市農地を、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」ととらえることを明確にし、必要な施策の方向性を示した計画。平成28(2016)年5月に閣議決定された。
都市農業振興基本法	都市農業、都市農地の意義や価値などを明文化し、都市農業の振興及び都市農地の保全を目的とした法律で、平成27(2015)年4月に制定された。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	市街化区域内にある生産緑地の貸借を円滑にし、都市農地を有効活用して都市農業の健全な発展を促すことを目的とした法律
都市緑地法	都市の緑地の保全・整備に関する法律。都市環境の改善や防災機能の強化に寄与
土壌分析	土壌中に含まれる養分等を化学的に分析すること。土壌の状態を把握することは、施肥設計や上質な土作りに役立つ。

7 参考資料 (1) 用語説明

ナ行	
ニヶ領用水	江戸時代に水田を開発するための農業用水を確保するために造られ、多摩川などを水源とし、多摩区から幸区まで流れる、全長約32kmの人工用水路
認定農業者	市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、これを市町村から認定を受けた地域農業を牽引する意欲のある農業者。なお、認定農業者が目指す経営指標は概ね次のとおり（年間農業所得：1 個別経営体当たり650～750万円程度 / 年間労働時間：主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興
農業経営改善計画	認定農業者が作成する、5年後の自農園の農業経営をどういう方向に改善・発展させていくのかを記した計画
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの
農業振興地域	市町村が策定する農業振興地域整備計画により、今後、相当期間（概ね10年以上）、農業振興を図るべき地域と指定された地域
農業振興地域整備計画	都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が概ね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農地中間管理機構	平成26(2014)年に各都道府県に一つ設立され、農用地等を貸したいという農業者と、借りたいという農業者の間に立ち、農用地の中間的受け皿となる組織。農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進する組織
農地パトロール	遊休農地の発生防止や解消、また農地が本来の目的以外に利用される「違反転用」の早期発見・防止を目的として行う、農地の利用状況調査
農福連携	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組
農林業センサス	国内農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が実施する統計調査
ハ行	
ファーマーズクラブ	農産物の収穫や植付を体験することができる本市が主催する農業イベント。市内で農業を営む後継者との交流を通じて、都市農業に関する身近な情報を提供し、生産者と消費者のコミュニケーションの場として、昭和63(1988)年度から実施
防除	虫や病気の対策

7 参考資料 (1) 用語説明

マ行	
みどりの食料システム戦略	持続可能な食料システムを構築するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために農林水産省が令和3(2021)年に策定した戦略
ヤ行	
野生鳥獣	野生のアライグマやハクビシンなど、農作物被害等をもたらす鳥獣
遊休農地	農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義し、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと
ラ行	
利用権	農業経営基盤強化促進法に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りを行うことができる。
6次産業化	農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと
露地野菜	屋外の畑で栽培される野菜。季節や天候の影響を受けやすい

7 参考資料 (2) 市内農業基本データ

面積

※出典：総土地面積は2020年農林業センサス、耕地面積は令和6年面積調査

総土地面積	14,300	ha
耕地面積	479	ha
田耕地面積	18	ha
畑耕地面積	461	ha

人口・世帯

※出典：総務省令和2年国勢調査

総人口	1,538,262	人
男	775,772	人
女	762,490	人
総世帯数	747,452	世帯

農業経営体数・農家数

※出典：2020年農林業センサス

農業経営体数	590	経営体
うち個人経営体数	583	経営体
うち団体経営体数	7	経営体
うち法人経営体数	7	経営体
総農家数	1,049	戸
自給的農家数	532	戸
販売農家数	517	戸

7 参考資料 (2) 市内農業基本データ

作付・飼養別農業経営体数

※出典：2020年農林業センサス

稲	27	経営体
雑穀	2	経営体
いも類	188	経営体
豆類	64	経営体
工芸農作物	12	経営体
野菜類	402	経営体
花き類・花木	80	経営体
果樹	281	経営体
乳用牛	1	経営体
豚	1	経営体
採卵鶏	7	経営体

地域

※出典：農業集落数は2020年農林業センサス、集落営農数は令和6年集落営農実態調査、農産物直売所数は2010年世界農林業センサス

農業集落数	13	集落
農業物直売所数	14	施設

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1 アンケート概要

アンケート対象	川崎市内農業従事者
アンケート期間	令和6(2024)年11月5日(火)～11月25日(月)
配布数	1,017件(うち郵便局からの郵送物の返還43)
回収数	419件
回収率	43.0%(回収数/(配布数-郵送物の返還分))
有回答/無回答	388/31(無回答の主な理由:すでに農業従事をしていない等)

2 集計結果

※構成比率等については、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計しても100%とならない場合があります。

I.お住まいの区と年齢

＜概要＞居住区は、「多摩区」(26.0%)が最も多く、次いで「麻生区」(25.8%)、「宮前区」(22.4%)であり、また、回答者の80%以上が60歳以上です。

＜お住まいの区＞

項目	実数	%
川崎区	1	0.3%
幸区	2	0.5%
中原区	26	6.7%
高津区	70	18.0%
宮前区	87	22.4%
多摩区	101	26.0%
麻生区	100	25.8%
無回答	1	0.3%
合計	388	100%

＜年齢＞

項目	実数	%
20歳未満	0	0.0%
20歳代	1	0.3%
30歳代	3	0.8%
40歳代	12	3.1%
50歳代	26	6.7%
60歳代	103	26.5%
70歳以上	241	62.1%
無回答	1	0.3%
合計	388	100%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

Ⅱ. 現在の生産状況

＜概要＞ 最も農業収入・生産量が多い品目は梨です。また、最も農業収入・生産量の多い品目の栽培形態は露地栽培で88.4%ですが、それらの栽培面積に関しては10a（1,000㎡）未満という回答が約65%です。

1. 生産品目

＜質問1＞

生産品目について、農業収入（売上高、販売金額）または、自家消費の場合は生産量の高い順番で最大2つまでお答えください。

品目1	実数
梨	47
じゃがいも	29
トマト	27
みかん	25
枝豆	24
柿	22
ナス	17
タケノコ	12
ネギ	11
玉ねぎ	11
その他	163
合計	388

品目1	実数
じゃがいも	31
ナス	25
柿	24
里芋	19
大根	17
トマト	16
野菜	16
きゅうり	15
さつまいも	12
みかん	12
その他	201
合計	388

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1-1.栽培形態

<質問 1-1>

上記「1」で答えた品目について、栽培形態をお答えください。回答欄に品目1、品目2ごとに当てはまる番号をご記入ください。

<品目1の栽培形態>

項目	実数	%
①露地栽培	343	88.4%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	16	4.1%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	3	0.8%
④施設・養液栽培（袋栽培等）	10	2.6%
無回答	16	4.1%
合計	388	100.0%

<品目2の栽培形態>

項目	実数	%
①露地栽培	291	75.0%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	7	1.8%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	2	0.5%
④施設・養液栽培（袋栽培等）	8	2.1%
無回答	80	20.6%
合計	388	100.0%

2. 栽培面積

<質問 2>

上記「1」で答えた品目について、それぞれおよその栽培面積または飼養面積をお答えください。

<品目1の栽培面積（㎡）>

項目	実数	%
10㎡以下	12	3.1%
11～50㎡	35	9.0%
51～100㎡	42	10.8%
101～200㎡	38	9.8%
201～300㎡	20	5.2%
301～400㎡	24	6.2%
401～500㎡	18	4.6%
501～1,000㎡	62	16.0%
1,001～2,000㎡	62	16.0%
2,001～5,000㎡	27	7.0%
5,001㎡以上	13	3.4%
無回答	35	9.0%
合計	388	100.0%

<品目2の栽培面積（㎡）>

項目	実数	%
10㎡以下	13	3.4%
11～50㎡	43	11.1%
51～100㎡	53	13.7%
101～200㎡	50	12.9%
201～300㎡	19	4.9%
301～400㎡	14	3.6%
401～500㎡	21	5.4%
501～1,000㎡	39	10.1%
1,001～2,000㎡	31	8.0%
2,001～5,000㎡	8	2.1%
5,001㎡以上	2	0.5%
無回答	95	24.5%
合計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

3.生産を行う田畑

<質問3>

品目1の生産を行っている田畑は次のどれに該当しますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

⑤回答内容(自由記述)

項目	実数	%
①生産緑地	274	70.6%
②農業振興地域内	27	7.0%
③市街化調整区域内（農業振興地域以外）	26	6.7%
④市街化区域内（生産緑地以外）	42	10.8%
⑤(①～④いずれでもない)	8	2.1%
無回答	11	2.8%
合 計	388	100.0%

項目	実数	%
生産緑地と市街化区域内の両方	3	37.5%
宅地	2	25.0%
特定生産緑地	1	12.5%
納税猶予農地	1	12.5%
(空白)	1	12.5%
合 計	8	100.0%

Ⅲ.現在の農業経営について

<概要> 回答者の農業収入は100万円未満が53.9%と最も多く、続いて100～300万円未満が19.6%です。一方、700万円以上は7.5%です。また、出荷先に関しては直売及びセサモスが87.9%を占めています。

1.認定農業者か

<質問1>

現在、あなたの農業経営体は認定農業者となっていますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①はい	40	10.3%
②いいえ	273	70.4%
③わからない	66	17.0%
無回答	9	2.3%
合 計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

2. 年間の農業収入

<質問2>

年間の農業収入（売上高、販売金額）について、次の5つのうち、当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①700万円以上	29	7.5%
②500～700万円	7	1.8%
③300～500万円	42	10.8%
④100～300万円	76	19.6%
⑤100万円未満	209	53.9%
無回答（0円回答者を含む）	25	6.4%
合 計	388	100.0%

3. 出荷先

<質問3>

出荷先（直売や自家消費を含む）と出荷量の大きな割合について、出荷量全体を100%として、次の7項目について回答ください。

<出荷先割合> Ⅲ.3. 出荷先への出荷量の割合（%）

項目	実数	%
①直売	218	56.2%
②セレスモス	123	31.7%
③小売店	26	6.7%
④市場	35	9.0%
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	4.4%
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	0.8%
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	58.0%

項目	合計	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	80%以上	無回答
①直売	218	33	22	18	40	105	170
②セレスモス	123	29	16	13	23	42	265
③小売店	26	9	4	5	3	4	362
④市場	35	16	5	3	0	11	353
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	13	1	3	0	0	371
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	3	0	0	0	0	385
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	105	13	11	16	80	163

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

IV. 今後の農業経営について

＜概要＞ 自身の農業経営体のおよそ10年後の農業経営の状況について、「農業経営をやめる」回答が21.1%であり、さらに同回答者の農地の将来の活用について「わからない・未定」との回答が45.1%でした。また、今後優先して取り組みたいことについては、「相続」が32.0%と最も多く、続いて「特になし」が28.6%、「農業所得の向上」が24.5%と続いています。

1.1 0年後の農業経営について

＜質問1＞

御自身の農業経営体について、およそ10 年後に農業経営がどのようなになっていると予想されますか。次の中から一番近いと思うもの 1 つを選んで○ をつけてください。

項目	実数	%
①現状維持	167	43.0%
②規模拡大	12	3.1%
③規模縮小	122	31.4%
④農業経営をやめる	82	21.1%
無回答	5	1.3%
合 計	388	100.0%

1-1.現在の農地について将来の活用

＜質問1-1＞

御自身の農地について、今後どのように活用する予定ですか。次の中から一番近いものを 1 つを選んで○ をつけてください。

「④」選択

項目	実数	%
①相続や後継者への引継ぎ	17	20.7%
②売却したい	12	14.6%
③貸したい	4	4.9%
④将来農業以外の用途を予定している	11	13.4%
⑤わからない・未定	37	45.1%
無回答	1	1.2%
合 計	82	100.0%

7 参考資料 （3）市内農業従事者アンケート

2. 今後優先して取り組みたいこと

<質問 2>

今後優先して取り組みたいと考えていることは何ですか。次の中から最大 3 つまで番号に○をつけてください。

項目	実数	%
①農業所得の向上	95	24.5%
②生産拡大	14	3.6%
③設備更新、設備投資	19	4.9%
④農地の借り入れ	4	1.0%
⑤農地の取得	8	2.1%
⑥農業従業者の確保（パート、アルバイト、援農ボランティア）	32	8.2%
⑦労働時間の削減、休日の確保	56	14.4%
⑧栽培作物や栽培方法の転換、優良品種の採用	61	15.7%
⑨農畜産物の高品質化・ブランド化	15	3.9%
⑩観光農園（摘み取り）及び体験型農園（農業体験）	24	6.2%
⑪ 6 次産業化（加工、農家レストランの経営等）	2	0.5%
⑫後継者の育成・技術の継承	56	14.4%
⑬相続	124	32.0%
⑭特定生産緑地の指定や継続（更新）	43	11.1%
⑮農地の貸し出し	42	10.8%
⑯農地の売却	26	6.7%
⑰農業を通じた地域社会への貢献（中学校給食への農産物供給、食育活動等）	20	5.2%
⑱特になし	111	28.6%
⑲その他	14	3.6%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

V.市街化区域に農地を所有する方

＜概要＞ 生産緑地地区として指定されない理由について、「面接要件を満たしていない」が40.4%と最も多く、続いて「将来農業以外の用途を予定しているため」が34.0%、「接道要件を満たしていない」が17.0%です。

1.生産緑地地区制度の要件により指定できない農地の所有状況

＜質問1＞

「生産緑地地区制度」を活用するにあたり、面積要件や接道要件等の理由で指定されていない農地がありますか。

項目	実数	%
①はい	47	12.1%
②いいえ	211	54.4%
無回答	130	33.5%
合 計	388	100.0%

1-1.生産緑地地区として指定されない理由

＜質問1-1＞

農地が生産緑地地区として指定されない理由として、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

項目	実数	%
①面積要件を満たしていない	19	40.4%
②接道要件を満たしていない	8	17.0%
③将来農業以外の用途を予定しているため	16	34.0%
④わからない	7	14.9%

7 参考資料 （3）市内農業従事者アンケート

VI.農業に関する相談等

＜概要＞ 農業経営や農業技術で困ったときの対応について、「他者及び団体に質問・相談する」が47.7%と最も多く、続いて「自身で調べる・解決する」が27.8%、「特に困ったことがない」が12.6%でした。

1.農業経営や農業技術で困ったときの対応について

＜質問 1＞

農業経営（融資や補助金の活用など）や農業技術（生産手法や病虫害防除等）で困った場合にどのように対応しますか。あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

項目	実数	%
①自身で調べる・解決する	108	27.8%
②他者及び団体に質問・相談する	185	47.7%
③特に困ったことがない	49	12.6%
④わからない	28	7.2%
無回答	18	4.6%
合 計	388	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1-1.相談相手

<質問1-1>

「上記1」で「他者及び団体に質問・相談する」場合、だれに相談しますか。相談が多い順に、該当するものを最大3つまで選んで、1番目から3番目まで順をつけてお答えください。

1番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	25	13.7%
②同一経営体でない家族及び親戚	13	7.1%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	16	8.7%
④JA	110	60.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	10	5.5%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	0	0.0%
⑦神奈川県農業技術センター	3	1.6%
⑧農業経営士	0	0.0%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	5	2.7%
⑪その他	1	0.5%
合 計	183	100.0%

2番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	13	8.5%
②同一経営体でない家族及び親戚	14	9.2%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	6	3.9%
④JA	43	28.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	41	26.8%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	10	6.5%
⑦神奈川県農業技術センター	10	6.5%
⑧農業経営士	1	0.7%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	15	9.8%
⑪その他	0	0.0%
合 計	153	100.0%

3番目に相談

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	7	7.0%
②同一経営体でない家族及び親戚	7	7.0%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	3	3.0%
④JA	10	10.0%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	15	15.0%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	8	8.0%
⑦神奈川県農業技術センター	20	20.0%
⑧農業経営士	2	2.0%
⑨JA以外の金融機関	2	2.0%
⑩税理士	23	23.0%
⑪その他	3	3.0%
合 計	100	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

Ⅶ.市内の農業政策（川崎市、JAセレサ川崎含む）について

＜概要＞市内の農業政策について知っているかという問いについて、最も多い回答は「地産地消に係る取組」の68.8%であり、次いで、「市民の農業体験や農業関連イベントの促進」の50.5%、「認定農業者や新規就農者への支援」及び「農地の貸し借りに係る取組」が47.2%でした。

1. (1) 市内の農業政策について知っているかどうか

＜質問 1 (1)＞

『知っている、聞いたことがある』場合に、下記の回答欄に○を記入してください。

項目	実数	%
①認定農業者や新規就農者への支援	183	47.2%
②経営補助や農業における作業負担の軽減等	141	36.3%
③農地の貸し借りに係る取組	183	47.2%
④環境保全型農業に係る取組	169	43.6%
⑤農地の適正利用に係る取組	132	34.0%
⑥農業用施設の修繕や更新	90	23.2%
⑦地産地消に係る取組	267	68.8%
⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進	196	50.5%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

1. (1) 市の農業政策について知っているかどうか

<質問 1 (2)>

『申し込みや利用、または参加の状況』の欄について該当するものに 1 つだけ○を記入してください。

①認定農業者や新規就農者への支援

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	18	9.8%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	16	8.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	8.2%
4.特に必要としない	96	52.5%
無回答	38	20.8%
合 計	183	100.0%

②経営補助や農業における作業負担の軽減等

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	27	19.1%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	22	15.6%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	10.6%
4.特に必要としない	60	42.6%
無回答	17	12.1%
合 計	183	100.0%

③農地の貸し借りに係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	24	13.1%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	26	14.2%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	2	1.1%
4.特に必要としない	101	55.2%
無回答	30	16.4%
合 計	183	100.0%

④環境保全型農業に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	75	44.4%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	18	10.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	12	7.1%
4.特に必要としない	45	26.6%
無回答	19	11.2%
合 計	183	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

⑤農地の適正利用に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	38	28.8%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	3	2.3%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	5	3.8%
4.特に必要としない	61	46.2%
無回答	25	18.9%
合 計	132	100.0%

⑥農業用施設の修繕や更新

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	12	13.3%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	16.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	3	3.3%
4.特に必要としない	42	46.7%
無回答	18	20.0%
合 計	90	100.0%

⑦地産地消に係る取組

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	108	40.4%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	9	3.4%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	20	7.5%
4.特に必要としない	77	28.8%
無回答	53	19.9%
合 計	267	100.0%

⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進

項目	実数	%
1.申し込みや利用、または参加している	34	17.3%
2.今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	7.7%
3.過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	11	5.6%
4.特に必要としない	97	49.5%
無回答	39	19.9%
合 計	196	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

2 新しい農業振興計画に期待すること

<質問 2>

令和 8 年から川崎市農業振興計画が刷新される予定であり、それに伴い、「拡充」または「新規」で行う農業施策を検討中です。次の①～⑫の項目のうち、期待するものはどれですか。該当するものに○を記入ください（複数回答可）

項目	実数	%
①農業収入拡大に向けた支援	93	24.0%
②経験の浅い農業者に向けたフォローの強化	105	27.1%
③農地の貸し借りが更にしやすくなるような環境づくり	112	28.9%
④新しく農地を整備するための支援	81	20.9%
⑤多摩川梨やその他伝統的な特産品の栽培支援	57	14.7%
⑥「かわさきそだち」や市内の特産品の強化	90	23.2%
⑦環境との調和や持続可能な農業の推進	127	32.7%
⑧作業負担軽減のためのロボット等の活用	63	16.2%
⑨農業が抱える問題を解決する知識や最新技術	73	18.8%
⑩農業技術支援センターの再整備	54	13.9%
⑪市内での自主的な農業イベントの開催	29	7.5%
⑫インターネットを通じた農業者の情報の一覧化	47	12.1%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

VIII.1.最後に

＜概要＞ 農業を行う上での魅力や“やりがい”、モチベーションについて、最も多い回答は「家業として継いだ責任や意義があるから」の29.7%であり、次いで、「農地の相続が大切だから」の20.9%、「農作業が楽しい・好きだから」が11.3%でした。

＜質問 1＞

農業を行う上での魅力や“やりがい”、モチベーションはなんですか。該当するものを最大 3 つ選択いただき、1 番目から 3 番目まで順をつけてお答えください。

1 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	39	10.7%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.3%
③農地の相続が大切だから	76	20.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	108	29.7%
⑤生産する農産物等に自身があるから	8	2.2%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	5	1.4%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	32	8.8%
⑧農作業が楽しい・好きだから	41	11.3%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	11	3.0%
⑩特にない	24	6.6%
⑪わからない	4	1.1%
⑫その他	4	1.1%
合 計	364	100.0%

2 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.1%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.8%
③農地の相続が大切だから	47	14.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	71	22.5%
⑤生産する農産物等に自身があるから	20	6.3%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	11	3.5%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	54	17.1%
⑧農作業が楽しい・好きだから	30	9.5%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	34	10.8%
⑩特にない	10	3.2%
⑪わからない	9	2.9%
⑫その他	4	1.3%
合 計	315	100.0%

7 参考資料 (3) 市内農業従事者アンケート

3 番目

項目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.8%
②自身や家族が望む経営だから	11	4.1%
③農地の相続が大切だから	26	9.6%
④家業として継いだ責任や意義があるから	32	11.8%
⑤生産する農産物等に自身があるから	15	5.5%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	10	3.7%
⑦お客さんの喜ぶ顔が見たいから	47	17.3%
⑧農作業が楽しい・好きだから	44	16.2%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	44	16.2%
⑩特にない	15	5.5%
⑪わからない	8	3.0%
⑫その他	6	2.2%
合 計	271	100.0%

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

①川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	明治大学農学部教授	橋口 卓也
2		東京農業大学国際食料情報学部准教授	山田 崇裕
3	農業団体	セレサ川崎農業協同組合 代表理事組合長	梶 稔
4	農業に従事する者	黒川宮農団地管理組合	志村 政幸
5		岡上宮農団地管理組合	薙澤 正巳
6		早野農地管理組合	矢崎 雅博
7		川崎市女性農業担い手の会「あかね会」	秋元 裕子
8		川崎市農業青年協議会	松澤 大地
9	関係団体の役職員	川崎商工会議所	萩原 ひとみ
10		特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会	横山 裕一
11		一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会	小湊 宏之
12		川崎市全町内会連合会 理事	米山 福吉
13		川崎市生活協同組合運営協議会 会長	福本 良子
14	市民代表	公募	武田 聡
15		公募	藤木 知世子
16	神奈川県	神奈川県横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課長	山中 朗子

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

②川崎市農業振興計画推進委員会 次期農業振興計画策定部会名簿

	区分	所属	氏名
1	学識経験者	明治大学農学部教授	橋口 卓也
2	市民代表	ten株式会社 代表取締役	丸山 佑樹
3		かわさき・食と農のコミュニティ	清水 まゆみ

③川崎市農業振興計画推進委員会の経過

令和6(2024)年度開催	日時	内容
第1回推進委員会	令和6(2024)年8月2日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定部会の設置について
第1回策定部会	令和6(2024)年9月30日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定における都市農業施策の方向性について ・次期農業振興計画策定等支援業務について
第2回策定部会	令和6(2024)年11月25日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定に向けた方向性
第2回推進委員会	令和6(2024)年12月24日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・農業振興計画及び次期計画策定に向けたスケジュールについて ・次期農業振興計画における重点課題や施策の方向性等について
第3回策定部会	令和7(2025)年2月4日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定に向けた方向性
第3回推進委員会	令和7(2025)年3月24日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画における基本的な考え方について

7 参考資料 (4) 委員名簿及び経過

川崎市次期農業振興計画推進委員会名簿及び経過

③川崎市農業振興計画推進委員会の経過

令和7(2025)年度開催	日時	内容
第1回策定部会	令和7(2025)年7月7日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画の基本的な考え方について ・次期農業振興計画における重点施策について ・施策の内容・目標となる指標について
第1回推進委員会	令和7(2025)年7月28日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・次期農業振興計画策定に向けた基本的な考え方について ・次期農業振興計画の案について（重点施策のみ） ・施策の内容・目標となる指標について
第2回策定部会	令和7(2025)年9月30日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・（仮称）次期「川崎市農業振興計画」の案について
第2回推進委員会	令和7(2025)年10月9日 JAセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室	・（仮称）次期「川崎市農業振興計画」の案について



©中本竹識

「川崎市農業振興計画」案

令和7年11月発行

編集・発行 川崎市経済労働局都市農業振興センター
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7
電話 044-860-2462 FAX 044-860-2464